明治廿七年二月廿六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 7. JULY 1908.
VOL. XXI.

監獄協會雜誌

明治四十一年
七月二十日發行
第貳拾壹卷
第七號
監獄協會發行

第貳拾壹卷第七號目次

○論　說……（一頁）

○千家司法大臣訓示

○小山監獄局長演說

○講　演……（一四頁）

○變性に就て……ドクトル　富士川　游君

○寄　書……（二四頁）

○夏期講習の必要……京城　安永三四郎

○特典出獄者の行狀審査に就て……岡山　藤井檀窓

○將來の司獄官と修養……山田奧峯

○監獄及保護會の共同統治或は管理……門外金坊

○統　計……（三三頁）

○明治四十一年五月末日現在全國在監人員監獄別表……

○明治四十一年五月末日現在囚人罪名表……

○明治四十一年五月末日現在囚人刑名表……

○明治四十一年五月末日現在囚人年齡表……

○雜　錄……（三九頁）

○典獄會議……

○司法官會議に於ける司法大臣の訓示要領……

○感化院の組織に就て……（平沼民局長談）……

○福岡監獄囚徒に對する田中檢事正の訓戒……

○宮城縣の出獄人保護協會設立……

○佛國の廢死刑案撤回……

○被服藍關の赭色染替に就て……

○監獄協會記事……（五〇頁）

○本會の總會……

○地方通信……（六〇頁）

○京城たより……安永春雨

○韓國光州便り……古垣宗次郎

○小菅たより……關牟田彥次郎

○唐津たより……野田生

○上田だより……法外生

○淸松たより……鹹風生

○田舍たより……豊たま生

監獄協會雜誌第貳拾壹卷第七號

論　說

千家司法大臣訓示（明治四十一年六月二十七日典獄會同席上に於て）

本大臣就任の初に於て親しく諸君に接し聊か意見を述ぶるの機會を得たるは最も光榮とする所なり

司法部の宿題たりし刑法改正の事業は全く其成効を告げ實施上必要なる刑法施行法、監獄法及び監獄法施行規則も既に公布せられたるは諸君と共に喜ぶ所なり此等諸法令の實施期は本年十月を出でざる豫定なり

新刑法に依り舊來の法制を變改したる點多々之れ有りと雖も中に就き最も重要なる改革は裁判官の適用すべき刑の範圍を擴張したる一事なりとす蓋刑事裁判の第一要義は犯罪の情狀と犯人の種類とに應じて適當の刑を科し犯罪の再發を防遏するに在り、然るに犯罪の情狀と犯人の種類とは千差萬別にして同一種類の犯罪に在ても事毎に其趣を異にするが故に之に對する刑罰も亦千差萬別ならざるを得ず從て刑法に定むべき刑の範圍は成るべく之を擴張し適用上伸縮自在の餘地を存せざるべからず、是れ新刑法が舊法に比し著しく刑の範圍を擴張したる所以にして其趣旨たる畢竟裁判官をして各人特殊の情況に應し適當の刑を量定せしめんとするものに外ならず、然れば則ち新法施行後は裁判官に於て克く此趣旨を了し科刑上注意すべきこと勿論なりと雖も刑の言渡を執行する司獄官も亦其趣旨を服膺す

るに非ざれば新法の精神は終に之を貫徹するに由なかるべし、惟ふに裁判は形體にして執行は實用なり、刑罰の效果は執行に因りて始めて現はるゝものなれば執行方法其宜を得ざらん乎如何に適切なる裁判も其效果を收むること能はざるなり、是故に監獄法及び監獄法施行規則も亦新刑法の旨義に則り成るべく監獄官吏の自由裁量を許す範圍を擴め各人特殊の情狀に應じて行刑の適實を圖る餘地を存せり、されば諸君は將來職勢を執るに當り如上の趣意を體し務めて犯罪の情狀と犯人の身上を考察し寬嚴機宜を誤らざらんことを注意せざるべからず

以上述ぶるが如く新法は刑の言渡及執行に付き主として犯人の身上に着眼するものなれば司獄官は職勢執行上其趣旨を服膺せざるべからざるも之と同時に注意すべきは犯人の身上を顧慮するの一方に偏し爲めに紀律の嚴守を忘れざらんこと是なり、抑も紀律は監獄行政の生命なり、行刑遇囚の途多岐に渉ると雖も之を一貫する主義は紀律の嚴守に外ならず新法は各人特殊の情狀に應じ行刑遇囚の方法を適實ならしむる爲め監獄官吏の自由裁量を許す範圍を擴張したるも之れが爲め紀律を輕視する者に非ず否な自由裁量の範圍愈々廣ければ紀律を嚴守するの必要益々現る何となれば自由裁量の弊は動もすれば事務取扱の統一を缺き寬嚴其宜しきを失するの虞あればなり之を要するに個人の身上を考察して機宜を誤らざると紀律を嚴にして行刑の神聖を保つとは監獄行政の二大綱領にして兩々相倚り相待ち始めて新法の效用を顯彰するに足るべきなり諸君は此機會に於て監獄法及び施行規則の精神を闡明し其運用及び準備に關しては充分に研究協定し以て新法典の要求を充す上に於て何等の支障なきを期せられるべし尙詳細なる事項に至ては監獄局長をして指示せしむる所あるべし

小山監獄局長演說（明治四十一年六月二十七日典獄會同席上に於て）

典獄諸君、私が監獄局長の命を奉じましてから、今日初めて全國の典獄諸君に御面會を致しまして、一言述ぶることの機會を得ましたのは光榮とする所でございます。

御承知の如く、今日の官報に依つて、勅令が公布せられまして、改正刑法は本年の十月一日より施行せらるゝことになりました。隨つて改正監獄法も同日より施行せらるゝことになるのであります。改正刑法並に改正監獄法の施行は刑事政策に一大紀元を劃するものであると信ずるのであります。改事政策革新の時機に當りまして、諸君と我々其刑事政策を遂行するの任に當ります者は、一身の光榮として、勉強事に從ひまして新法の精神を發揮し、新法の望む所の效果を收むることを期せねばなりぬことゝ信ずるのであります。而して刑事政策は刑法並に監獄法が十分に行はれましたならばそれでも完全無缺になることが出來るか、犯罪防遏の效果を是のみに依つて收むることが出來るかと申しますると、それのみでは其目的を達することは出來ないであらうと思ひます。刑法、監獄法の手に人がかゝる前と既にかゝりました後とに尙ほ何かなければならぬ。刑法監獄法の手にかゝる前に就て言へば廣いことでございますが、即ち一般の敎育といふことも這入るでございませうが、殊に不良少年の感化といふことを全うせねばならぬと信ずるのであります。それから又監獄の手を離れまして後は出獄人に對する保護に注意を拂ふことを要するのである。此二つとも完全に行ひませねければ、如何に刑法が善くなつても監獄法が善くなつても、又其實行も其精神に適ふと言ひましても、十分に犯罪防遏の效果を收むることは出來ぬと信ずるのであります。不良少年の感化に就きましては從來ありました所の感化法が改正になりまして、主管なる內務省に於て其施行に就て計畫中でありますから遠からず

して完成せらるゝことゝ信ずるのである。其方のことは今申しませぬ、出獄人の保護に關しましては此司法省に唯僅かなる奬勵費といふものがありまするばかりで一向に振はないのである。場合に依つては監獄を出てより再び犯罪はしまいと決心した者をも驅つて再び監獄に入れるといふことが生じ得るのである。誠に遺憾千萬の事である、それで諸君は此監獄法の精神を酌んで、監獄に於て十分に盡力せらるゝことの外に尙ほ出獄者の保護に就て力を盡さるゝ必要があると信ずるのである。諸君は皆此點に留意せられまして盡力せられて居る、諸君は出獄人保護會の會長となり或は理事となり幹事となつて力を盡されて居られるのであるが、單り典獄諸君が保護會の指導者であるのみならず、監獄官吏の多くも亦之に從事して居らるゝやうてある。之を通に申すと保護會の指導者たり或は其他の事務に當つて居る人は即ち監獄官吏であるといふ感があるのである。諸君の出獄人保護の事業に力を致さるるといふのは本官に於ても甚だ滿足する所でありますが、併ながら諸君が自ら直接に一切の事務を處理せらるゝといふことは望む所ではないのである。諸君自ら此の如き任に當らるゝといふものは畢竟世に出獄人保護の事業に心を致す者がなくて、已むを得ず自ら之に當らるゝことになつて居るのであらうと信ずるのである。世に出獄人保護に對して力を盡す人の稀であるといふことは歎はしいことてある。本官が諸君に望むのは、世の人に此出獄人保護の事業に力を盡すやうに勸告せられんことてある。熱心に說いて多くの人寧ろ總ての人を動かされたいことてある。何故に其やうに典獄諸君が出獄人保護のことに力を盡さるゝことを望みながら直接に事務を處理せらるゝことを望まぬかと申しますに、監獄の仕事と出獄人保護の仕事とは其性質が違ふのてある。一は嚴てなければならぬし一は寬やうにしなければならぬし、ある所は尙ほ盛んにするやうに力を盡されなければならぬ。併ながら其裏面に這入つて或は指導し或は注意するといふことは勿論よいのてあるが、表面に立つて事を執る人は成るべくは他人を勸誘して他人にさせるやうに致したいと思ふ。即ち例へば縣知事であるとか市長であるとか其他其土地の德望家であるとか、慈善家であるとかいふやうな人を立てゝ其首長と致したい。さうしてそれ等の人が直接事務の處理に當つて諸君は之を監督するの地位に立ち、注文者の地位に立つことに致したいのである。

次に監獄法は監獄を懲役監、禁錮監、拘留場、拘置監の此四つに分つて居ります。之に附設する勞役場を合せて五つになります。尙ほ當分監獄に止る所の懲治場を數へると六つになります。此六つのものは全く別個獨立するのが理想に適ふのでございませう。併ながら現今の狀況て此等六つのものを劃然別のものにするといふ必要にはまだ迫つて居らぬと信じて居る。のみならず經費上から申しましても、今之を別個獨立のものにするといふことはむつかしい。殊に懲役監、拘置監、禁錮監の如きは分つのに差支がないが如くあつて、實際に於ては差支へるのである。例へば拘置監でも懲役に處せられた者は容れないといふことにすると直ちに雜役に困る結果が生ずるてあらうと思ふそれてありますから先づ是は同一區劃內に置くものとしなければならぬ。東京、大阪の如きは分つことは出來るが、併ながら東京監

獄を造つたやうなものてある。保護場は監獄の延長てあるといふことになるのてある。隨つて保護を受くべき者の方から申しましても、どうも保護を受け悪くいといふ感もございまするし、世人から見ても面白くない感があるだらうと思ふ。もう一つの理由は、一體典獄諸君は保護事業を監督する地位に立つ人てある。保護事業に當る者は典獄の監督を受けるのてある。監督者と被監督者と同一人に歸しては監督の實効を擧げることはむつかしいのてある。否出來ぬのてある。さういふ理由てございますから、諸君が出獄人保護の事業に精勵せらるゝことは最も望む所てある、保護事業がない所は起るやうにしなければならぬし、ある所は尙ほ盛んにするやうに力を盡されなければならぬ。併ながら其裏面に這入つて或は指導し或は注意するといふことは勿論よいのてあるが、表面に立つて事を執る人は成るべくは他人を勸誘して他人にさせるやうに致したいと思ふ。即ち例へば縣知事であるとか市長であるとか其他其土地の德望家であるとか、慈善家であるとかいふやうな人を立てゝ其首長と致したい。さうしてそれ等の人が直接事務の處理に當つて諸君は之を監督するの地位に立ち、注文者の地位に立つことに致したいのである。

次に監獄法は監獄を懲役監、禁錮監、拘留場、拘置監の此四つに分つて居ります。之に附設する勞役場を合せて五つになります。尙ほ當分監獄に止る所の懲治場を數へると六つになります。此六つのものは全く別個獨立するのが理想に適ふのでございませう。併ながら現今の狀況て此等六つのものを劃然別のものにするといふ必要にはまだ迫つて居らぬと信じて居る。のみならず經費上から申しましても、今之を別個獨立のものにするといふことはむつかしい。殊に懲役監、拘置監、禁錮監の如きは分つのに差支がないが如くあつて、實際に於ては差支へるのてある。例へば拘置監でも懲役に處せられた者は容れないといふことにすると直ちに雜役に困る結果が生ずるてあらうと思ふそれてありますから先づ是は同一區劃內に置くものとしなければならぬ。東京、大阪の如きは分つことは出來るが、併ながら東京監

獄の如きも刑事被告人のみとするのは困つた話である。幾分懲役に處せられたる者をも容れなければならぬといふのでありますから、別個獨立のものとすることは殆ど行はれないことである。それでありますから段々必要が生じましたならば成るべく別にするといふことにはなりませうが、現今の所では、現在の建物に依つて分界をするといふことは監獄法も認めて居るのでありますから、同一區劃内に於て是等の監獄を分界するより外に仕樣がない。それで是は監獄に依つては容易い所もありませうし。むつかしい所もありませう。殊に舊式の監獄に於ては却て容易くして、新式の監獄に於てむつかしいといふことがあるであらう。舊式の建物であれば數棟ございますから一棟を或監とし他の棟を或監とすることが出來るが、却て新築監獄は一棟になつて居るからむつかしいといふやうなことはございますが、それは諸君が御自分の管理なさるゝ監獄に就て計劃を立てられて御相談あるやうに致したいのである。或は板張に依つて分界を付けるといふやうなことで、一時の急を凌ぐことは出來るであらうと存じます

今申したのは監獄の縱の分界である。尙ほ横の分界がある。即ち十八歳未滿の者と十八歳以上の者との區別、男と女との區別、之に當分止つて居る所の懲治人を加へると懲治場、斯ういふ分界をしなければならぬ。男女監の區別は是は舊來あることでございますから殊に言ふことはない。それから懲治場といふものは特別のものであつて而も年月の經過と共に無くなるのである。長くも四年も經てば無くなるのである是も特別のものとして暫申しませぬ。少しく申して見たいのは、監獄法第二條の監獄即ち幼年監である。代々の司法大臣の訓示演說を拜見致しますと、常に監獄に於ては紀律を嚴になければならぬといふことを訓示されて居る。又現に一昨日の大臣の訓示にも『紀律は監獄の生命なり』といはれて居る。實に其通りである。監獄は紀律の府である。紀律に依つて存在するのである。紀律が弛緩したならば、紀律がないならば監獄は唯一つの建物たるに過ぎぬのである刑罰の執行は其性質として嚴正でなければならぬ。故に監獄に於て最も嚴正に紀律が行はれねばならぬのである。犯罪人を待つには紀律を以てしなければならぬのである。我々常に聞く所であります。犯罪人と雖も人類である。刑罰に處せられた者と雖も人間である。故に人類として取扱はねばならぬといふことは能く聞くことである。之れは其通りである。人類として取扱はねばならぬのである。それを逆に本官をして言はしむれば犬や猫を可愛がるやうな風に可愛がつてはいかぬのである。心ある人間として取扱はねばならぬのである。人類として哀憐の情なければならぬ。監獄官吏は同情の念がなければならぬ。それは勿論の話である。併ながら其哀憐同情といふことは譬へて申さば嚴父が其兒に對するものでなくてはならぬ。愚母が其寵兒に對するものであつてはならぬのである。老牛舐犢の愛といふ愛であつてはならぬのである。刑罰に處せられた者は可哀相である。故に紀律は弛めなければならぬといふことはどうしても言はれないと思ふ。可哀相であるから紀律を嚴にして、其破りたる紀律に服せしめむるのである。國家の紀律を破りたるが爲に刑罰に處せられたのである。徒らに紀律を弛めて犬猫を愛するが如くに愛したればとて、唯驕らせるのみであつて、之を善心に立返へらしむる即ち紀律に從ふの人民たらしむることは出來ないことゝ信ずるのである。それは監獄一般に就て申したのでありますが、監獄法第二條の監獄、即ち幼年監といふものも、監獄以外に十八歳未滿の者を出すといふのではない。十八歳未滿の者は大人の惡感化を受け、大人に敎へられることを避けると同時に、敎育を施し作業を課する上に於て大人と同視することが出來ないから別の監獄に容れるのである。故に矢張り監獄であつて、監獄の外に出すのではない。換言すれば感化院でもなく學校でもない。或は十八歳未滿の不良少年は監獄に送らずして即ち刑罰を科せずして、監獄以外に送り、或は學校に送つて敎育せしむるが得策であるといふ說はございませう。強ち其說を惡るいとは申さぬ。併ながらそれは國家が如何に制度を立てるといふ時の議論であつて、立法問題である。既に國家が刑罰を科すべきものとして監

獄に容れました時に司獄官が云々する問題ではない。のである。監獄たることに疑ない。既に監獄であれば他の監獄と共に紀律を嚴正に守らなければならぬことは勿論の話である。幼年の中に紀律に從はせねば、紀律に從はざるを破らしむるといふことのよい筈がないのである。幼年の中に紀律に從はせねば、紀律に從はざるを以て恒とする者になるのである。故に監獄に容れるのである。然るに再び監獄で紀律を亂さしむる習慣を付けますれば、決して是が善良なる國民となるべき筈がないのである。犯罪防遏の目的を達することが出來ないのである。然るを監獄官吏が幼年監獄を感化院とし或は學校と爲したりとすれば監獄官吏が國家の法制を自己の說に從はしめたのである。國家の紀律を破つたのである。自己が紀律を破つて他人に紀律に從はしめやうといふことは到底出來ない相談である。諸君此點に三思せられむことを望む。次に拘禁の事であります。監獄法は獨居拘禁を以て原則とするといふ說があるやに承ります。併ながらそれは起案の趣旨でもございませぬし、出來上りました立法の精神でもございませぬ、獨居拘禁が原則ではないのである。本官同身の說を言はしむれば、獨居拘禁は理想でもないのである。私一個の說はどうでもよろしい新監獄法は獨居拘禁を原則として居らぬことは御覽の通りである。解釋上から申しましても十五條には『在監者ハ獨居拘禁ニ附スルコトヲ得』といふことになつて居る。即ち獨居拘禁に附することが出來るといふ許可を與へて居るのである。併しそう言はぬでも宜い。少くとも獨居雜居併用で、強いて主義といふ文字が付けたければ折衷主義といふのである。併ながら獨居拘禁に附することを得と定めてある以上は理想としては獨居拘禁に適すると考へる總ての者を獨居拘禁に附することを得る丈の設備が必要である。ところが現在の監獄に於きましては獨居拘禁に附すべき設備のない所もある。又少ない所もある。是等に就ては本省に於ても詮議中であつて、或は新築を待たずして獨居房を設備することになるかも知れないのである。併しそれはまだ詮議中であるから分りませぬ。そこで獨居拘禁に附すべきものは施行規則の方に順序を定めて被告人、短期の受刑者、少壯犯罪

者、初犯者其他の者となつて居る。それて或監獄に依つては此以外の者すらも獨居拘禁に附することが出來ませうし、或監獄に於ては此中の或者のみを獨居拘禁に附することが出來る。斯ういふことにいろ〳〵になりませうが、是は已むを得ぬ話である。そこで獨居拘禁に附せられました以上は、一切交通を遮斷し獨居拘禁の實を擧げるやうにしなければなぬ。ところが獨居拘禁には利益は無論ございますが弊害も少なくないのである。それ故に本官自身は獨居拘禁を理想としないといふのである。元來社交的である所の人類を狹い部屋へ獨居せしむるはよくある筈がない。監獄に居る間は已むを得ず溫順てございませう。併し監獄に居る間にちよつと變つた人類になる。世の中に直に出てそれが善良なる國民となることが出來るかといへばそれはむづかしいと思ふ。故に獨居拘禁にした場合には其弊害を矯めることに力を盡さなければならぬと思ふ。即ち不熟なる言葉てございますが、所謂惡交を避けて善交を勸めなければならぬのである。獨居せしむるのは惡しき交際を避ける爲である。良き交際ならば之を勸めなければならぬのである。故に獨居拘禁に附したる場合に於ては典獄諸君なり其他の司獄官なりが屢々訪問いたしまして談話を交へるといふことが必要である。殊に監獄敎誨師は屢々訪問して適當なる訓戒を與へねばならぬのである。適當なる相談に應じなければならぬのである。是等は宜敷注意あるべきことゝ思ふのであります。

次に銃器携帶のことでありますが銃器携帶に就ては別に法令を發せられることになつて居りまして、今や協議中である、銃器は監獄官吏全體に携帶せしむるのてはございませぬので、夜間の巡警、外役の戒護、其他特別の任務に從事する者に限つて拳銃を携帶せしむる積りてある。此拳銃を携帶するに至りましても其使用に就ては殊に注意を拂はしむるやうに致したいのである。猥りに之を使用するやうなことがあつてはならぬのである。能く此點に就て部下を戒飭せられることを望むのである。又使用方法に就ては練習を要する。適當なる場所を撰んで常に練習せしめられることを望むのである。或は軍隊

兵營の存在する所では射的場を借りて使用するといふやうなことも一方法であらうと思ひます。

次には賞與金のことであります。從來の給與工錢といふものを改めて賞與金の制度にしたのである。既に刑罰として定役に服さねばならぬといふ人間の勞力に對して國家が賃錢を拂ふ義務を負擔する道理がない、故に作業より生ずる收入は總て國庫の取得として、囚人には賞與金を與へる。斯ういふ制度にしたのであります。施行規則を御覽になりますると此計算はなか〳〵面倒であります。併ながら增したり減したり或は全く取つたりといふことがございますから、之を利用せられまして一層作業振張とふことを講ぜられるやうに致したいのである。施行規則を御覽になると現今の給與工錢と差して實地に於て違ひないやうに出來て居るのである。唯諸君の自由裁量の範圍が廣まつたといふことになるのである。故に此實施の際に急劇に變更いたしまして囚情を亂すといふやうなことのないやうに致したいと存ずるのである。自由裁量の範圍が廣くなりましたから或は各監獄區々に亘る虞はある。併し本省の方で一定の標準を作るといふことは好まないのでありますから成るべく御協議の上區々に亘らぬやうに致したいのであります。

次に監獄法第三十條に依りまして教育を施す時間を施行規則では四時間以內といふことに規定してある。十八歲以上の者に對しては成るべくは二時間以內に止めまして實用になるやうな學科を修めしむるやうに御注意ありたいのであります。

監獄法四十三條には『精神病、傳染病其他ノ疾病ニ罹リ監獄ニ在テ適當ノ治療ヲ施スコト能ハスト認ムル病者ハ情狀ニ因リ假ニ之ヲ病院ニ移送スルコトヲ得』といふ規定があります。此規定を應用致されまする場合は已むを得ざる場合に限られたいのである。施行規則に依りますれば、病院と協議の上で爲すことになつて居りますから、實際に於てむつかしいことでもございますが、之を實行致しますと、隨分後が繁雜なる事務になりますからして、已むを得ざる場合に限られたいのである。即ち緊縮なる

方針を執られたいのであります。

次には懲罰のことでありますが、懲罰の種類は現行法に較べると範圍が擴つたのであります。申すまでもないことでありますが懲罰の適用が宜きを得ませぬと、却て自暴自棄に陷る結果を生じますから能く事情を調査されまして事情に適するやうに、即ち効力の最も多いやうに其適用の點に注意せられむことを希望するのであります。

それから監獄法の第六十九條に依りますと、釋放せらるべき者が重き疾病に罹り監獄に於て醫療中の時は其請求に因りて仍ほ在監せしむることが出來るといふことになつて居りますが、是も注意ありたいのである。と申しますのは無論重い疾病であるから輕るい疾病では留めて置かないといふことは疑ありませぬが、例へば今日釋放すべきである、ちよつと死にさうもないが、當人が今動かされては困る監獄で療治して貰ひたいといふ。それを醫者が診察して見ると三年や四年保ちさうであるが今は重い容體であるといふ位のを留めて置いては困るのである。さういふのは十年居るのか二十年居るのか實は分らぬことになる。それでありますから大抵豫後が分つて居るといふやうなのに止めたいと思ひます。

それから監獄法の七十條で釋放の際に歸住旅費若くは相當の衣類の無い者に對しては給與することが出來る。斯ういふ規定がございますが、是も適用に就て御注意になりたい。即ち施行規則百七十一條に準じて先づ衣類旅費を當人に求めしむることの方針を執り已むを得ざる時に給するといふことになりたい、どうしても出來ないといふ時に給するの方針を執りたいのである。」

次に假出獄でありますが。改正刑法では刑期の三分の一を經過すれば假出獄を許すことを得るといふことになつて居る。現行刑法に依れば四分の三である。故に假出獄を許す範圍は頗る廣くなつたのである。今までは四分の三又は是非刑を執行しなければならぬ。あとの四分の一を監獄から出して置くか出

さないかといふことを考へるに止まつたのが、既に三分の一經過すれば後の三分の二を監獄を出して置くか留めて置くかを裁量することが出來るやうになつたのである即ち裁量の餘地が非常に廣くなつたのである。此點を利用して無益に監獄に留めらしむるといふやうなことのないやうにする爲である。それでありますからして司法省丼に典獄諸君の責任は假出獄に關して一段重くなつたと言はなければならぬのである、故に改正刑法が實施せられました上は本省でも其取扱に關する規定を改正致しまして、一層精密なる調査を遂げる方針である。故に監獄で假出獄許可の申立をさるゝ場合に於ても精密なる調査を遂げられむことを望むのであります。即ち犯人の性格は言ふを俟たず犯罪の性質、出獄後の生計其他の關係等も精密に調査を遂げられて、折角自由裁量の餘地を多く致しました刑法の趣旨に適ふやうに致したいのである。確然申すことは出來ませぬが、近來假出獄の停止といふことが多いやうに感ぜられます。故に尙ほ典獄諸君の注意を望むのであります。

監獄法に關する本官の注意は之に止まるのである。近頃或二三の監獄では囚徒が結合致して反抗を試みた。騷擾があつたという事實がございます勿論是等反抗を企てた者は刑事訴追をして制裁が加つたのでございますが、此の如く騷擾を起すに至りました原因は種々ありませう。囚徒の騷擾致す目的は何んであるかと申しますと、寬大なる處遇を受けたい。働くことが少くして旨い物が食いたい。それに一致結合して監獄官吏を嚇せばよいのであるといふらしく觀察致します。是は前に申しました紀律といふことに關係はないでございませうか、少しも紀律に關係がないとは言はれないと信ずるのである。紀律が嚴正なればそれ等の非望は起されない。卑俗に之を申しますればあまやかすとあまへるのである。泣けば飴を與へる益々泣くのである。斯ういふ嫌はございますまいか。是は諸君に御考を望むのである。又或監獄に他の監獄から兇惡なる囚徒を一時に押送したる場合に前の監獄と處遇が異なるが爲に、或は押送された監獄に於て自己等が優秀なる地位を占むる爲に騷擾を起さしむるといふやうなこともあるやうである。兎に角其原因の奈何に依らず、自由なき者をして自由ある人間の如き行動を爲さしむるといふことは監獄と致して名譽あることではないのである。行刑の威嚴を損するのである。一般の囚徒をして惡感化を受けしむるのである。將來此の如き事件の發生せざるやうに注意あらむことを望むのである。殊に同囚間相互に氣脈を通ずるが如きことなからしむるやうに平素にあつて紀律を嚴にし視察を嚴にし十分注意あらむことを望むのである。又監獄の工事を致すに就て他監獄から囚徒を移送する必要の生ずる場合がある。さういふ時に移送を致す囚人の撰擇に注意せられむことを望むのである。其移送すべき囚人に就ては是までも屢々指示があつたことゝ信じて居ります。尙ほ將來一層周密の注意を拂はれまして兇惡なる人間を擇んで送るやうなことのないやうに致したいのである或は數十人集めて送るやうなことを廢めて少しづゝ送ることも一方法であらうと思ひます。

次に監獄經濟のことでございますが、是もいつも典獄會同の折に指示せられて居ることであるが、監獄の事が進歩するに從つて段々繁劇になつて參ります。事務が繁劇になれば從つて費用を要する。是は勢の免れざる所である。殊に今般新たに改正監獄法が實施になのでありますから、それが爲に殊に經費を要するやうなこともございますが財政の現況に鑑みまして常に注意を拂つて、成るべく冗費のないやうに、少ない費用を有用に使ふやうに御注意あらむことを望むのである、本官の今日諸君に言はむと欲する所は之に止ります。

今回の會同に於きましては前の會同に常になされたるが如く諸君に對して諮問するといふことは致しませぬ過日大臣の演說にもございました通り、監獄法、監獄法施行規則の實施に就て能く協議を遂げられまして餘りに不統一不平均のないやうに研究せられむことを望むのであります。又監獄法並に其施行規則に就て若し疑點がございまして御質問になりたいといふことでございますれば本官なり兩課長なり事務官なり參事官なりから御答するやうに致します。若し疑點が多くございまして會を開ひて

した方がよいといふことでございませうしましても宜しうございます。

講演

變性に就て

（下）

ドクトル　富士川游君

前回に變性と申上げたのは身體と精神との兩方に普通の人よりも變つた所があつて、それが精神病になり或は犯罪をするとかいろ〳〵の變化が起きて來るといふことの大體をお話したのであります。ていろ〳〵の精神病が澤山ある中で其著しいものは別として、普通の人と左ほど變らない精神の有樣にある者が澤山ありまして、其者を調べて見ると此變性の徵候がある。此變性の徵候と申しまするのは、詰り畸形に近いものでありまして、例へば頭の形ちが變つて居るとか或は上顎骨が前に出て居る俗に出齒と稱する者、或は生へ工合が悪いとか、或は肋骨の一番下の二つが動くのが普通であるが、それが三つ動くとか、足の裏が扁平足であるとかいろ〳〵ありますが、さういふ風に身體に異常がある。それから精神にもいろ〳〵徵候がある。恐怕觀念があるとか幻視、幻聽といふて無い物が見へたり聽へたりする。或は厭世の觀念を起したり或は涙もろくなつたり、嘘をついたりする。其變性の徵候が身體にあつて、さうして精神の徵候もそれと一致して居る。それを變性と名づけるのであります。其變性が身體にあつてさうして精神病が起る。或

は反社會的の行爲即ち犯罪といふものが起きて來るといふことを前會には申上げたので、それ等のことは既に大分詳しくお話したのでありますから、今日は少しく進みまして、身體の變性があつて、それが病氣を起す所を順序を逐うてお話して見やうと思ひます。

此前にもお斷りをして置きましたが、素人が見ても普通の人と違ひ醫者が見て精神病といふものはお話はしないのであります。詰り狂人と普通人との境にあつて其變性の爲に起る病氣のことをお話するのであります。

其第一に來るのは神經質であります。神經質といふ病氣は早く申しまするとと、人間の個人性の發育が平均を得ないのであります。も少し詳しくいふと、精神及び神經の抵抗力が弱くなるのであります。普通の神經であると外部から何か刺戟すると或抵抗力を有つて居ります。ところが神經質になると、其抵抗力が非常に弱くして些細のことに刺戟を受けるが、其刺戟の反應は永く續かない。それを醫者の方では刺戟性衰弱と申します。譬へて申しまするとと、些細のことに直き怒つたり喜んだりするが、それが普通の人のやうに永く續かないで直き忘れる。それが子供では生理的に健康の者にもある。それが大人になつて出るのが即ち神經質であります。さういふ者の智力はどうかと調べて見ると、智力の發育は當り前である。併し普通の人と違つて居るのは其發育が平均を缺いて居る。例へば數學は上手でも讀むことが下手であるとか或は地理は能く出來ても歷史は出來ないとかいふ風に智識の發育が一樣でない。中には非常に想像力に富んで嘘をいふことが巧みな者もある。又自尊の風のある奴がある。又著しいのは人を憎んだり可愛がつたりする。心理學で謂ふ愛憎の念が正しくない。それから氣分の變化が著しい大變鬱陶しいかと思ふと直ぐ爽快になる。感情が直ぐ變つて來て意思が不確實であつて、其行が衝動的で、何か著しい動機なしに物事をする。それから厭世の觀念を起す。或は色慾の亢進或は色慾の倒錯といつて男で男を愛する。是が甚しくなると謂ゆる神經衰弱といふものになるの

てあります。斯ういふ神經質に罹つた者を子供の時のことから調べて見ると、子供の時に拘攣を起した者が多いそれから子供の時から屢々熱を出した者にも多い。それから神經質の者は酒や煙草に對して非常に堪へ難い。少しの酒を飲んでも直きに醉ふ。これを飲酒不堪症と申します。それから腹が減つたり咽喉が渇ひた時は我慢が出來ない。又頭痛がしたり、食慾が非常に不規則になる。それから天氣に感し易い。雨が降る前に身體が痛むとか或は雷が鳴ることを身體の樣子で知る。それから眠られなくなり、小さい子供であると寢小便をする。それから嘘を巧みに吐き、他人の者を取るさういふ風な人を調べて見ると、其身體に前にお話した變性の徴候のどれかゞ澤山に備つて居ります。此神經衰弱と能く似て居るが、神經衰弱であると身體を安靜にして適當の療治を加へれば大抵皆癒るが、神經質はナカ〳〵そんなことでは癒らないので、是には餘ほど治療方法を變へなくてはならぬのであります。

其次は體質性抑鬱症といふのであります。是は天性物事を悲觀する人である。斯ういふ人は智力の發達が非常に違ふので、非常に能く發育して居る人があるかと思へば或は非常に劣つて居る人もあり、又一事に非常に智力が發達して居つて他の事に發達して居ないといふ風て、智力の方を調べると餘ほど差違がある。身體の症候は頭痛があり、少し仕事をすると疲勞をする。精神の內容では普通の人と變らない。併し注意が非常に散亂して、何事にも長く注意をすることが出來ず、勇氣がなく、物事に大變感じ易くして、殊に著しいのは是まで經歷した中で惡るいこと、例へば自分がコンナ事を失策したとかいふことを長く考へてそれに苦んで居るので、俗に謂ふ後悔の念が深い。甚しくなると自分は何も能力がないから仕方ないとして少しの失策を非常に失策をした如く考へて、非常に物事を悲觀して、少し悶着が起るとそれに就て非常に苦慮をして、厭世の觀念が甚しくなつて自殺をするといふ場合になる。此身體の徴候は今申した通り頭痛がする、或は少し物事をすると疲勞するといふ外に身體

が顫ふ、それは身體の一部が顫ふことがあり或は眼瞼がピリ〳〵する。之を瞼癖と申します。或は手が顫ふとかさういふ徴候があります。是は氣違ひに躁鬱狂といふのがある。それの抑鬱の狀態を呈して居る時は能く似て居る。併し氣違ひの方では別に又徴候があるから是と區別することは容易いのであります

次に體質性發揚症。是も矢張り同じく生來大變亢奮した性質を持つて來る。是は前と違つて智力が衰へて即ち馬鹿が多いのでありまして、精神の發育が偏頗て判斷力が非常に弱くて考が直き變る。事を深く考へたり未來を考へることが出來ないで、唯目前のことを考へるのですが、今この事を考へるかと思ふと又直き他の事を考へる。さうして感情は大變動き易く、我の感覺が非常に強い。俗に謂ふ傲慢です。同情がなく、又少し抵抗すると直ぐ亂暴を始める。又いろ〳〵の事をするが、其事が禮儀に適つて居ないし、長く續かない。行ひて言ふと大變放蕩になり、博奕が好きで惡友を集めていろ〳〵惡るい事をするのであります。是も躁狂の場合と能く似て居るのであります。ところが躁狂とは又餘ほど違つて居りまして、醫者の方で診斷をするのは容易いのであります。

次には强迫觀念であります。是はいろ〳〵ある。馬車が非常に嫌ひであるとか、暗い所が嫌ひであるとか、不潔が嫌ひであるとか、病ひが嫌ひであるとか……誰も不潔や病ひは嫌ひであるが、是は不潔を非常に恐れる。先達精神病院に居りました者の如きは一遍便所へ行くと四五十遍も手を洗ふのです。又或一人の此病氣を持つた者は他所の家の便所が恐ろしいので自分の家の外へ出ることが出來ない。是は女でありました。さういふ者は自ら妙な癖であると自覺して居るが其觀念を去ることが出來ないのであつて、精神病にも無論斯ういふことはあるが、精神病でなしに矢張り變性の一として此强迫感念がいろ〳〵の形ちて起きて來るのであります。

次に衝動動作症。是も他の精神病に出て來ますが、こゝでお話するのは病氣ではない。それは著しい一定の動機なしに突然自分の意思と關係のない擧動をするのであります。其ことは餘り外界には弊害はないことであるが、時としては自分の家へ放火する或は窃盜をやる或は猥褻行爲をする。或は此病氣で著しいのは陰部を出す。醫者の方では之を陰部暴露症といつて居ります。是は西洋の名高い文學者にもありました。日本でもいつか本鄉邊で女の乞食が往來で陰部を暴露して居るのがありました。それ等は別に色慾の亢進とか人を笑はせてやらうとかいふ著しい動機はない。殊に婦人は月經時或は姙娠時に此症が現はれる。さうして此病氣に固有のことは動作が全く衝動的であつて其動機が分らない。本人はどうかといふに本人はそれをやつて後になぜ自分はさういふことをしたかを自ら理解に苦むので、是が此病氣の極く特異の所であります。是は病氣では「ヒステリー」といふ病氣にもあり癲癇にも早發痴狂といふ病氣にも馬鹿にもあるけれども、今お話するのとは違ふ。今お話するのは精神に變性があつて其ものがするのであつて、此行爲は裁判に關係したことが多い。極く最近の例は名古屋の裁判所でありました。或中學校の生徒が十一年の間に十四回でありましたが泥棒をして、それが捕へられて始審では有罪でありましたが、控訴をして無罪になつた。其生徒は醫者が調べて見て所謂此變性であつて衝動動作をしたのであります。其者の取る物は重に英和字書で澤山取る物があつても金などはめつたに取らない。さういふ風に常識でちよつと考へるとおかしいやうに同じ物を取る。それが著しい動機があつてやつたのではない。是は調べると澤山あると思ひます。

次には色慾異常症であります。是は變性の著しいものでありまして、今お話した陰部を出すといふのもありますが、同性の者が親むといふことを思ひ、或は殘酷の事をして色慾を滿たす。日本では餘り例を聞きませぬが、死體で色慾を滿たすとかいろ〳〵の例があつて、西洋の方ではいろ〳〵の名がついて居つて、婦人の衣服或は婦人の用ひて居つた物で色慾を滿たすこともいろ〳〵あります。此色慾

異常は病氣では早發痴狂老耄狂、「アルコール」中毒、馬鹿といふ風なものに重もに現はれて來ますが、變性でも矢張り出て來ます。是も澤山あると思ひます。

次には精神性的人格といふのであります。是は前のとは少し違つて居るので、人が生れてから死ぬまでの間に著しい精神病といふ名のつくほどの變化は現はれて來ないがいゝつても精神が普通の人と多少變つて、病氣に近くなつて居るのです。故に其人の性格が病氣なのです。さうして病氣になつて居る性格が普通の人に非常に近いのです。之を西洋の言葉で精神性的人格といふのであります。日本の言葉で人格といふと少し違ひがあるが、其人の精神は病氣でない。故に健康人に近い人格といふと直譯であるが意味が能く分る。是は監獄學の方殊に犯罪原因論の方では非常に調べて戴かなければならぬことゝ思ひます。この事に就ては彼のロンブロゾーといふ人が言ひ出してから佛蘭西の人或は獨逸の人が頻りに研究して、ロンブロゾーが言ひ出した當時より今日では餘ほど其說が變つて居るのであります。其ことをお話いたします。

此精神性的人格の第一にお話するのは生得性犯罪者といふのであります。是は精神病の先生で心理學をやつて居るクレペリンといふ人が初めてつけた名で、まだ此人は若い人であります。是は生れながらにして犯罪をする性質を有つて居る者といふ意味であります是はロンブロゾーの先天性犯罪者といふのとは全く違ふので、ロンブロゾーの先天性犯罪者といふのは身體に是々の差がある。それ故に犯罪をする者はそれで分るといふ謂ゆる刑事人類學の元を爲したのでありますが其ロンブロゾーの謂ゆる先天性犯罪者といふのとは違ふのであります。ロンブロゾーの考では犯罪をする者は生れつき精神に異常のあるもので、身體を調べて見ても身體にも異常があるといふのである。ところが調べて見ると、犯罪をする者が悉く精神に異常のあるものではない。又身體を調べて見てもさう悉くロンブロゾーの言ふ所と一致して居ない。殊にロンブロゾーは犯罪人には一定の定型があるといふが、其定型は國際的の

ものでない。伊太利で調べて多少定型的に認められてもそれが他の國へ行けば一致して居ない。それから入墨をするとが犯罪と關係があるやうにいつて居るが、各國の學者が調べて見てもそれが一致して居ないし、いろ〳〵の點に於てロンブロゾーのいふことは今日の學者社會の實驗ではさうは思はれない。又實際さうではない。ところが漸々いろ〳〵の學者が調べて行く中に悖德狂といふ者がある。是は西曆千八百十九年頃に初めて言ひ出したとて、人に道德心の缺乏があつてそれで犯罪をする。殊に是は英吉利の人が言ひ出して頻りに研究したので、之を能く調べて見ると身體にさう病氣らしく認めることがない。智力があつて道德の觀念丈がなくなるといふ者が殊に多いので、どうも精神病者とは見られない。けれども斯ういふ者が頻りに犯罪をするといふので、此方面を一生懸命に調べて居つたところが、矢張り此方面でも智力の缺損がないといふのではない。矢張り智力の缺損のあるのもあり、英吉利の人の言つた悖德狂といふにはいろ〳〵の種類のあることも分つた。さういふとていろ〳〵研究の歩を進めて行つた所が、生れつき犯罪の性格を持つて生れたやうな者が澤山分つて來た。それを能く調べて見ると、生れつき一種の變性といふものがあつて、此變性を持つて生れて來た者が少しの動機で犯罪をするといふので、ロンブロゾーが先天性犯罪者といふて居つた者の中から此變性に因て起る者を擇抜いてクレペリンがそれに悖德性犯罪者といふ名をつけたのであります。てロンブロゾーの研究からまだ二十年經たない内にそれ丈學說の變化があつて。今日では此クレペリンの生れながらにして罪を犯す性質を有つて居る者がある。斯ういふ風になつたのであります。それで此生得性犯罪者の精神の狀態を調べて見ると、領解力判斷力記憶力は大抵普通である。ところが精神のいろ〳〵働をしたのを纏める力がないのであります。感情の方ではどうかといふと同情がない。動物を虐待し我儘である。道德心なく廉耻心なく自尊で父母兄弟を蔑ろにする。或は敎育には何等の趣味を有つて居ないとか、ちよつと怒ると直ぐ長つて服從したやうな風を示して居るが、決して懺悔することはない。

言ふことが非常に巧みで怠惰である。殊に斯ういふ者は經濟の觀念に非常に乏しくて物を濫費する。さうして其性質は女に近い。斯ういふ者が小さい時から家庭を離れますと小泥棒になり或は乞食になるといふやうに惡るい道を通り女であれば密賣淫をする。さういふ者が捕はれて獄に這入ると大抵はおとなしいが、又或者のやりやうに依つては非常に抵抗をする。ところが極くおとなしいやうな外觀があつても耐忍力が强いのではない。さうして卑怯で身體の苦痛に堪へることが極く弱い。又他人から親切にされてもそれに深く感謝の心を起すことも少ない。斯ういふことは既に御實驗の中に澤山あるのでありますが、斯ういふ者が監獄の方から見て一つ事を度々やるので、矢張り醫者であるが、アシャッヘンブルグといふ人は之に習慣性犯罪者といふ名をつけて居る。是は全くクレペリンの謂ふ生得性犯罪者と同じ意味であります。早くいふと犯罪に關しては苦心慘憺其ことに力めて如何にも犯罪をする道には巧妙であるのであります。

次には意思薄弱者であります。是は智力は中等或は發育の良い者がありますが、ところが生れつき意思が非常に弱くて一定の業務に從事することが出來ず、我儘で怠惰でさうして巧みに自己の非行を隱し廉耻心がなく、外界の誘惑には容易く乘るのですそれて生活の困難があるとか或は慾望があれば直ぐ犯罪をする。西洋の調べてありますと流浪後の淫賣婦乞食は大抵此種の者に屬して居るのであります。次は病的虛言者。是は病氣で虛言をいふので、それを調べて見ると記憶が間違つて居る場合が澤山ある。もう一つは想像力が非常に逞しくなつて虛言をいふ。此者の精神を調べて見ると智力は普通であつて健康の人と少しも違はないが、記憶力の內容に間違があり想像力に間違があるので虛言を吐くのであります。それが外界の刺戟で想像力が高まるから、本病に罹つて居る者がちよつと外界の刺戟を受けると想像力が非常に高まつて虛言を吐くのであります。仕事をさせて見ると長く仕事をすることが出來ないで放埒になる。是は病氣にもある「ヒステリー」といふ病氣は虛言をいふが是とは違ひま

す。一體子供は虚言をいふものであります、併しそれは是とは違ふので本當の記憶ではない嘘を記憶して居るのです。それから想像力が逞しいので嘘をいふ。それてありますから裁判所などで小さい子供を證人として證言を取ると、餘ほど注意しないと嘘をいふ。それは故意に嘘をいふのではない。自分にもさう信ずるのであるで子供も生理的に一種の虚言者でありますが、今お話する精神的人格といふ病氣と健康との間のものがあつて、病的に嘘をいふ。或は記憶が普通の人のやうてない。或は追念を起すことが普通の働がないから嘘をつくのであります。

それから僞好訴狂といふのです。好訴病といふのがあつて、何んてもかても自分の權利を侵害されるといふ考があつて頻りに訴訟事件を起す。それは氣違ひてあるが、さうまで想像が逞しくはないが、矢張我といふ感覺が非常に高まる爲に動もすれば自分の權利を他人から侵されるやうに思つて、法廷へ訴へることはしないまても復讐の念が非常に強く、又感情が非常に強くて自分の思つたことを深く信用して人を信用しない。それを僞好訴狂と申します。

以上お話したのが精神性人格に屬する者てあつて、是は重もに近頃クレペリンゾンメル、アシヤッヘンブルグといふ人の別ち方て、さういふ風に說いて居りますが、一體前にもお話した通りロンブロゾーが刑事人類學を唱出した時には新しい考て、犯罪者の身體と犯罪との關係といふことは非常に思付のよいことて、其爲に人類學の調べて犯罪を研究することは非常によいことてありましたが、惜いことにはロンブロゾーの言つたことがまだ成績の擧らぬ中に餘り早く言ひ過ぎた傾があつて、後の人が調べて見るとナカ〳〵さういかぬのてあつて、言ふことに齟齬が出來て來たのてあります。それて人類學よりもつと進んて心理學の方から即ち犯罪心理學といふものに方面を變へて研究して見たらどうかといふので又いろ〳〵の研究者が出て、殊に是は刑法の先生の方から出て、一番名高い人は今日グロースといふ人がありますが、此人等が調べて見る所が、成るほど犯罪者の心の狀態は又一種特別のものがあるのてあつて、犯罪といふ外に現はれて來る行爲は其個性が寫つて來るので、心理學の方から調べて見ると五官機能の目とか耳とか鼻が發揚性になるとか刺戟性になるとかいふことて感情に變化を起し、いろ〳〵の變化が起きて遂に其犯罪行爲をする。又一歩進んて調べて見ると犯罪人は英智が衰へて居つて、自分の權利も分らなければ善と悪との界も分らぬ。又精神病者が犯罪をするとか或は精神の薄弱の者が犯罪をするのは是てある。又意思も弱いから罪を犯すといふやうに、此五官の働から心理の狀態を調べて、もう一歩進んて智力のことも調べて此犯罪人の實驗心理學の研究は略ほ出來たのてあります。併し其心理の狀態丈で以てナカ〳〵容易に此犯罪と犯罪者との聯絡がまだ十分に付いて居ない。それてもう一歩進んて生物學、即ち人間の身體の働のことから調べて見たら分るてあらうといふので、是は近頃オットマンといふ人がやりまして犯罪生物學といふので、英語て「クリミナルバロオイロジー」獨逸語て「クリミナルビオロギー」といふ唯人間の身體の形ちのこと丈調べて見ても其關係が分らない。又心理の狀態を研究しても大分深くまで分るが、十分でない。もう一歩進んて生物學に依つて、人間の外界からしてズット其働のことまで調べて見たらどうてあらうかといふので犯罪生物學といふものを今やつて居る。て私が前回から今回に續けてお話したのは其一部分てあつて、斯ういふ身體を以てさういふ變性といふ一の異常がある。其爲に外界の刺戟を受けて其刺戟の爲にいろ〳〵の犯罪行爲反社會的の行爲をする。斯ういふことが今日先づ分つたのてありまして、私が兩回に亘つてお話したのは犯罪生物學の中の變性といふことをお話したのてあります。犯罪生物學はオットマンがやつて此人はまだ四十歳にならぬ若い人てあるが惜いかな一昨年死にまして其後の人が續いて研究して居るが。勿論是はまだ緒つた一つの學問となつたのではありませぬ。著述もありそれに就ていろ〳〵の人の研究の報告もありますが、緒つた一つの學問ではありませぬが、犯罪の起る原因を究めるには斯ういふ研究の方面は非常に着眼が新しいことのやうに思ふのてあ

ります。甚だ詰らぬことをお話いたして、長く清聽を汚しました

寄書

○夏期講習の必要

京城　安永三四郎

（一）夏期休暇を利用せよ　今年は斯界の多事を極め、休暇はされしと云ふ者もあらむ。然れども、天候は變ることなく、長日と酷暑とを吾人にも送り來りて、毫も遠慮する所なし。來るべき休暇は、迎へざらむと欲するも、得べけむや。所謂忙中の閑を得るは、人生無限の快感ならずや。然らば、諸君は之を如何にして受けらるゝや。墓參、旅行、海水浴、高山登、何れもよろし、されど、終歲別天地に朝進幕退する諸君にとりては、この六旬間の幾分の一を分惠せられて、大に社會と接觸する所あるを要す。之を詳かに言へば、海に山に、將た觀光に、是亦社會に接觸するの一手段たるべし。然れども、未だ社會のあらゆる階級の人物に逢着、最も進歩したる人文を吸收するの方法として、未だ飽きたらざるを奈何せむ。

（二）社會の進歩と相伴へ　斯界は聖域なりにて、唯我獨尊を以て自ら居るは、是れ聖域の名譽にあらず可憐の犯罪人か、無情の社會の副産物として、諸君に同情の淚を灑かしむる以上は、諸君は社會その物の實況を詳かにするの必要あり。是いはずもかなの事なり。されば、諸君は、暑中休暇を利用して、各地方に於ける學術講習會に、精神修養會に列席せられては如何。中央に於ける各種の講演會又は宗教上の集會などに赴かれては如何。寧ろ進んで、

（三）獄務講習會を開かれん　ことを希望す。以上は、余が靜岡監獄の一員として、卽南典獄の驥尾に從ひ、夏期休暇の近きころ、沼津分監に至りし際、彼の靜浦の波清く松青き處、月凉く風白き時に於て、彼れの清談高議を拱聽し、最も多大の利益を受けしとき。余か日を開きたる問題にかゝり、彼れの高き理想にも、少しくかなしと見へ、首肯せられし所なり。今や既に一年の昔となり、轉々感興に堪へざるものあり。願ふに斯業に就て該博合閙の學者實務家にして公餘の淸暇あり、健康の許すあらば、避暑に適して、廉價且淸幽なる地を卜し、諸君を歡迎せらるゝの美擧あらんことを、余は朝夕祈りつゝあるなり。

（四）經濟上の問題は如何　是れ何事にも伴ふ先決問題にして、事業の、成否は經濟の方法如何に屬す。かく言へば、中々至難の聲を聞かんも、按するよりも產むは易し、春風にお鈴お玉の歌を聞かんとて、老若男女が伊勢詣をなし、夏日に金剛杖を力にして白衣をつけし連中が、富士登を企つるは、その經濟方法、よく整ひよく運ひすればなり。そは、一人の節約にあらず、共同の貯金をなし、年々幾人かづゝ、輪番に出浮くものなり。諸君にして彼れら伊勢詣、富士登の同胞に學ぶ所あらば、講習會出席の費用は、煙草の煙をへらし、酒杯の數を減して、優に餘あるべし。故に、諸君にして眞率に事を企てらるゝに於けは、經濟問題に躓くこと萬之なきを信ず。況んや、

（五）時機最好し　刑事界の革新に當り、諸君が手腕を社會に公示し、その聖業の寃曉を世界に燦爛たらしむるは、實に今年にあり、否、今月にあり、今日に在り。その準備の方法を完ふし、毫も遺算なからしむるには、亦局外者の學說をも聽くべき必要あらん。各方面に涉り普く相關的智識を吸收するの必要もあらん。敢て門外漢の位地より、之を觀察し之を寄稿す。若し本稿が、六蒲十菊たらば幸甚

（七月三日南山の北に於て）

○特典出獄者の行狀審査に就て

岡山　藤井檀窓

特典出獄者の行狀審査は實質的ならざる可らず然れとも强て幵か實質のみを得んと欲しての行狀審査は却て其者を不利益の地位に陷らしむることなしとせず此故に該行狀審査上の保護てふ事は實に欠く可らさる一條件なり請ふ余輩をして少しく其卑見を陳へしめよ

盖し余輩か實驗したるは彼の年二回の行狀審査也而して此審査方法に就ては各監獄同一ならずと雖とも先づ大體に區別すれば左の如くならん

一　教務所員直接訪問審査
二　警察機關に依る審査
三　市町村長の報告に依る審査
四　書信教誨の返信に依る審査
五　其親屬故舊間の報告に依る審査
六　保護者の報告に依る審査
七　教誨師に對し實情陳述に依る審査

以上の如くなれども而も其の身分あり復た教育ある者には何れの方法に依りて審査するも敢て迷惑を感ぜしめすと雖も寡下層にして無教育者には一層の注意を拂ひ能く彼等の肚裏に入り之を審査せざる可らず何となれば人に雇使せらるゝ者又は人の庇護に依り生計を立つる者は自己の信用を保持せんが爲め前科あるも之を秘するは彼等の常にして自營の策ならずんばあらず然るに其無教育者に書信を以

て行狀の審査を行ふときは如何彼れは受信するも眼に一丁字なきの悲しさ之を讀下すること不可能なるは勿論されば他人に見讀を乞へば要便を得るとするも幵は忽ち前科を露顯さるゝの恐あり又是等を警察機關に付し審査せん乎雇主は是より疑念を起し遂に彼を信用せざるのみならず解雇さるゝに至るを若し然らざるも朋輩には輕蔑せらる等萬事不利益の地位に立ち至らしむる事ありとす審査上保護を要するは此點にあり本年審査せる者の內或る無教育者某は教務所に出頭實情を陳述し教育ある某は教務所長に寄せる手簡中（大要）毎度御親切に（書信教誨には個人往復書狀の躰）預り難有奉謝候次に近狀如斯云々併ながら將來とも宜敷御保護願上候若し他の方法にて御調あるなれば前以て御知らせ願ひ置候其時は目下の如く某役所に出仕せるを早く辭職致す都合有之候何分社會に發表せぬ樣云々と申越したり之れ事實なり現時の社會は其前身受刑者たるを知りつゝ安して歡迎するものなければなり出獄後の保護たらんとして爲せる行狀審査にして反つて前科者たるを曝露するが如きは矛盾の甚しきもの と云はざるべからず換言せは罪惡を救拯せんとして罪惡に誘致するものなり故に審査の方法は教育の有無家庭の狀況を察し或は信書の往復を以てし或は教誨師の訪問を以てし若くは教誨師個人の意思を通じて本人を招致すべく若くは土地の狀況交通の便否を案じて其地の監獄若くは分監に出頭せしめ又は町村長又は寺院に托し近狀を報告せしむるの策を採るべく萬人一律の調査方法を以てせば却つて本人をして失望せしむることあればなり審査上保護の念慮を離るべからずと云ふは即ち之が爲めなり

○將來の司獄官と修養

山田奥峯

輓近漸く修養の聲は朝野に起つて來た、道德家宗教家は四方より起り、種々の方面より鋭き說法を試

みつゝある、而して一般人士は修養てふ事に就て大に悟つた様てある、思ふに是れ必然の勢であらう、時勢は吾人をして修養せしむるてある、物質の進歩と共に競爭場裡は愈々甚しくなつて來る、隨つて人心は浮薄に、利己に走り、虛榮に、生き馬の目も拔くと云ふ様な素早き人間も多くなるだらうが、併し斯かる人間の多ければ多い丈け、又一方に修養ある人格高き人物も出來て來るのである、來なければならんのである、時勢が斯かる人物を要求するのである、今や時勢は其人を要求して居る、塵芥の如き境涯より脫せむとしつゝあるのである、蓋し渴するが爲めであらう、時勢の進運と共に、社會の有ゆる階級を通じ、人心が浮薄になるのは實に困つた事實である、今の社會の狀態を視る時は實に名狀すべからさる醜劣な事が多い、而して此の腐敗弊風を打破一掃せむとする者の中でも亦頗る疑はしき者もある、貴となく賤となく總ての階級を通じて精神修養をする必要がある、殊に人間を扱ふ司獄官吏には最も急を要することと、感ずるのである、單に法律や其他の技術的の素養あるばかりでは駄目である、法律的語調で、小理屈を並べ立てる丈けの資格では仕方がない、變化なき進歩なき思想で、一定の監獄的用語を以て彼等を御さんとするが如きは覺束ない話てある。幾ら立派な刑法や監獄法が出來ても、是れを甘く活用する事が出來なければ其効なしと云ふは誰も言ふ事であるが、進歩した法律を活用するには、進歩した思想を要する、其思想と又相並んて高き人格品位を有たなければ仕樣がない、機械的に働く平々凡々たる思想てなく、活きたる人を感化遷善する即ち善美の活動的思想と崇高なる人格を持つて居らなければならぬ、若し之れが缺けると法律に使はれるので法律を使ふ人にはなれぬ、人を改良することは法律の力では効がない人の力でなければならぬ人間が生存するのは何の爲かを知らぬ人さへある、食ふ爲めに働くのか、働く爲めに食ふのか、若し食ふ爲めに働くとすれば、官吏などは詮らない、而してさう考へて居るものなどは益に立つ人間でない、人に迷惑ばかりかける人間てある、世間に迷惑をかける様な人は生甲斐のない人てあるから居らなくても宜い、機械的に嚙り付いて、指を屈して恩給を待て居る様ては致方ない次第である。上級者は上級者として、下級者の模範たるべき人格を備へなければならない、位高ければ高い丈け益修養の必要があるのである、人爵の高いのと人格の高いのとを混同してはならぬ、修養の方法としては人格の高い人に從つて學ぶも可し宗教に依つて心靈的修養を完全にせねばならぬ學才或は知識があつても、高き光輝ある人格、道德的涵養がなくては、司獄官としては資格はない、今や刑法監獄法が改正せらるれば自然に監獄事業が完全に遂行せらるゝと思ふのは抑も甚しき誤てあるが誤と悟らぬ人がある、行刑の方法手段にも改良を加へ嶄新なる思想を以て之れが任に當る可き前途遼遠なる監獄官吏、心神の涵養靈的修養なくして何ぞ夫れ其の重任を全ふし得んやである、敎養感化の目的を完ふせんとするには先づ吾人司獄官たるもの一致して修養奮勉すべきてあらう。新法執行の任に當る冒頭に於て余は差し當り司獄官としての精神修養し人格問題を提唱するのてある失言多謝

○監獄及保護會の共同統治或は管理

門外金坊

（二）

全國五十有餘の監獄が等しく官司業として工錢を收受し其收穫物を在監人の食料として供給するを見れば耕耘は前者即ち監獄の經濟上設置されたるものの如きも實は兩樣を兼ねたるものにて其據る所は前記の理由に基く。されど之れ誤謬にあらざるなきか全監獄が耕作する土地の面積は三十八年度の調査に依るに八千五十八反六畝一步八にして之より收穫する量は米穀類四一五七石九斗野菜類一二〇六五〇〇貫目なり之を一反步の收穫高に割當れば其平均は米穀に於て五斗一升六合野菜に於て百五十貫

目となる之を普通農家の收穫に比すれば僅かに其三分の一に過ぎず斯る僅少の收穫の爲めに監獄が耕地を所有することは實に國家經濟上策の得たるものにあらず然るに尙ほ漸次擴張せんとするの傾向あるに至りては嘆すべきの次第なり若し此の耕地をして農家の手に歸屬せしむれば一萬二千五百石を穫ること易々たるのみ此の事は結論を急ぐが爲めに記さゞれど經濟主眼の耕耘は監獄の作業として不適當なるを信ぜらるゝなり又感化上の趣意に就て見んに其効績は殆んと無現と云ふも不可なかるべきなり尤も這般の事實に就ては證明すべき統計なく加ふるに心理現象に基くが故に一概に斷言すること能はずと雖も吾人の信ずる處にては元來囚人の大部分は怠情放逸にして少しも其業に就くを厭ひ出來得る限り戒護者の目を忍びていささかも勞を避けんと務むるものなるは讀者の實際に認知せらるゝ處なるべし斯の如き素行の囚人をして耕耘の如き微妙の技術熟練を要する作業にして而かも其勞働は期節に制せらるゝが故に困難にして激しきもの工業勞働の比にあらざるに加はへて世の中より汚業視されたる結果は進んで斯業に從事せんとするものなく現に農民さへも之を厭ひて轉業するもの多き（農民轉業の現象は社會經濟事狀の發達變化に基因すと雖も此一事尙ほ原因を爲すものなり）狀態にある耕耘に從事せしめ勤勞の趣味を感興せしめんとするは到底不可能の事たるや明かなり茲に吾人の不辯を勞さんよりも代へて小河博士の監獄作業論の一節を藉り以て監獄作業として耕耘の位地を明かならしめんとす曰く

近來獨逸聯邦殊に普國に於ては漸々地方勞働者の欠乏を訴ふるに至りたる結果として囚人を耕耘又は牧穫等の業務に使役せんと希望する者あり然れども是れ亦た行刑及經濟の二點より觀察して果して能く此希望を容るべきものなるや否やに就て疑ひなき能はず元來地方勞働者の賃錢は之を都會工業地方に於ける勞働者の賃錢等に比すれば其割合非常に低廉なるを免かれず低廉なればこそ地方の勞働者は爭ふて都會工業地に其の職を求むるの勢をなすに至るは自然の勢なり然るに之れが欠乏を補充するが爲めに賃錢の一層低廉なる囚人を使役するが如きことありとせば其の結果低廉なる賃錢

は益々低廉となり憐むべき地方勞働者は益々不幸なる境遇に陷り終に地方に其の足を止むる者なきに至らざるを得ず縱令斯の如き極端なる結果を見るに至らざるまでも彼等が囚人と伍して少くも相近接して勞働に從事するの結果は間接直接に其不良の影響を蒙むり終に淳樸の風俗を變化せしむるに至るを免かれず且夫れ地方勞働者が其の世襲の業務を捨てゝ都會工業地方に流注する所以のものの世運の進歩するに從ひ彼等少しく氣慨ある者をして農業は比較的賤劣野卑の業務にして最下層人民の從事すべきものなりと云ふが如き誤解を懷かしむるに至りたること亦た其の原因の一なりと謂はざるを得ざるを以て若し勞働者の欠乏を補ふが爲めに囚人を農業に使役するが如きことありとせば農業の位置をば益々墮落せしめ下層社會の誤解をして一層深からしむるの結果愈々普通勞働者を地方より驅除するに至らざるを得ず囚人に依て一時農業地方の急を救ふの利益は却て將來に益々其の地方の不利益を招くの因たらざるを得す經濟政策が要求する所の勞働者を適度に工業及農業に平衡分配せしむるの旨趣は到底之を達すること能はさるべく刑事政策としても亦た農業の如き容易に自由勞働者と接觸し且つ完全なる規律の下に自由刑執行の要義少くも外形的行動の箝束を勵行する能はざる種類の勞役に囚人を使役せしむることは成るべく之を避くるの方針を取らずんばあるべからず。

と能く吾意を得たりと云ふべく若し單に監獄の經濟上又は在監人の保健上より之を設置するの必要ありとするも現今各地方に產業組合の漸次發達しつゝあるが故に監獄が需要する所の米麥及蔬菜類は其共同販賣組合より購入することゝせば少くも監獄が耕耘に依りて減少し得たる所の費額即ち利益は生ぜしむることを得べく且又新鮮なる蔬菜も充分供給することを得べしと信ぜらるゝなり茲に作業評を擱筆するに望み吾農業の爲めに一言し置かざるべからざるは小河博士は犯罪者には農業勞働者たるもの割合に多數なるが故に此種の者をして出獄後成べく其前職に復歸せしむるが爲に出獄前相當の期間

外役に從事せしめて以て其身體を鍛練し其修養を復習せしむるの必要ありとて統計を揭げて新受刑者の總數の三分の一は農業者なりと云へり我國統計の不完全なることは今更に云ふべくもなけれど殊に業商工など云ふ身分に就ては更に然るを免れず況んや不良犯罪者の身分の如きをやされど讀りて此の統計を眞實誤りなき正確の數とするも吾人は尙ほ決して多數なりとすべからざるなり我國の人口總數の三分の一は農業者を以て占むればなり農業は比較的に犯罪者を多く出さゞるものなり貴重なることは又茲に存す

監獄の作業として將た保護會が採るべき職業として如何なるものを以て最も能く其目的に適すべきか之れ難問にして一概に斷言すること能はずと雖も吾人は前に既に言へるが如く保護會と監獄とは此點に於て一致せしむるの必要を認むるが故に概括して之を言明することを得曰く

監獄及保護會が在監人或は保護人の爲めに撰擇すべき作業の種類は必ず手工業（ハンドワーク）ならざれば家内工業（ハウスインダストリー）ならざるべからず而して其細則に至りては其地方の狀況に依り撰擇取捨すべきは勿論なり

蓋し或者は云はん手工業及家内工業は經濟の發達せる機械器具の進歩せる今日に於ては不適當なるのみならず需用供給の相伴はざるものなり故に監獄及保護會に於ても出來得る限り精巧なる機械器具を設置して之れが使用方法を馴練せしめ一面監獄及保護會の經濟を助け他の一面に於ては社會の需用を充さしめざるべからずと之れ誤解にして辯するに足らず唯だ機械工業の勃興時代に當て手工業及家内工業を以て果して被保護人が獨立の生活を營み得るや否やに就ては大に研究するの價値ある問題にして刑事政策の發展も之れと密接の關係を有するものなりと思ふ（未完）

統計

明治四十一年五月末日現在全國在監人員監獄別表（△八減）

監獄名	因人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計 監獄定員	監獄	留置場
東京	四九九	一	八七〇		五	一、三〇〇	一、三七五	二四八
市谷	一、一三			四		一、〇〇〇	一、一一七	
巢鴨	二、二一〇			三	四	二、一三五	二、〇〇〇	
橫濱	一、一三一	三〇三	一三	九	一	一、五八〇	一、五六六	六三
浦和	八一八	二三〇	五三			一、一〇五	一、一五五	三
前橋	一、〇一三		三一			一、〇四五	一、〇四五	二
千葉	七一八		一〇一			一、〇〇〇	八三一	四〇
水戶	八四九	二	八〇			一、〇一〇	九三五	六
宇都宮	七八六		六九			八六五	八五七	八
甲府	七一九		三六			八〇〇	七六五	二六
長野	一、〇八二	二五	九五		二	一、四七五	一、二一四	二
小菅	一、二三					一、一〇〇	一、一三五	
安濃津	七二七	四	一六			九二〇	七九八	四
名古屋	一、一五三	三	一八五			一、一〇〇	一、一五三	三〇
靜岡	八一三		六二			一、〇五〇	八八七	一五

區別	北陸區			東北區				西區							四國	德島
所轄	岐阜	福井	石澤	宮城	福島	盛岡	青森	山形	秋田	大阪	京都	兵庫	和歌山	神戶	岡山	廣島	山口	鳥取	松江
四一八	六三八	七一〇	二一六	三五四	九二一	九〇五	八四三	六七〇	七七二	九九七	二五〇〇	四八一	五六一	一五五三	八八九	一六八	一〇九	二六四	四八六
四	一	一	一	四	一	九	一	一	二	六	一	一	一	八	一	五	四	一	一
二五	二九	一五	三五	一五〇	八	一四	七六	四〇	八一	六二	一〇	一四	一三	一九	一四	四四	一〇	三七	二六
一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	三	一	一	二	一	六	二	一	一	一
四五八	六三一	三一二	四八六	一、四五六	一、〇四四	一、〇五〇	七八八	六〇〇	七〇〇	一、〇四二	三五〇〇	七〇〇	六〇〇	七〇〇	一、〇二一	一、〇四二	一、〇六〇	六〇〇	六〇〇
四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四五八	六三一	三一二	四八六	一、四五六	一、〇四四	一、〇五〇	七八八	六〇〇	七〇〇	一、〇四二	三五〇〇	七〇〇	六〇〇	七〇〇	一、〇二一	一、〇四二	一、〇六〇	六〇〇	六〇〇

明治四十一年五月末日現在囚人罪名表

（△ハ減）

事項	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較	本月中ノ新受刑者	前月比較増減
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル	一四五	三	一四八	一二五	一三五	△一四	△三	二七	二
附加刑ノ執行ヲ遁ル	二四四	一	二五	二八	二六	△三	△一	八	△一
貨幣偽造	七三一	一六	七四七	七四七	九一六	△一〇	△一六九	三	△四
官印官文書偽造	一四五七	一四	一四七一	一四七八	一四七九	△七	△一〇八	四〇	△九
私印私書偽造	一三三一	三〇	一三六一	一三六八	一二九四	△六	△三三	一四	九
偽證	三七	一	三七	三一	三〇	六	△一七	一四	
賭博	二、二六一	一〇六	二、三六七	二、九二五	二、四八五	△五六八	△八八	九七〇	△四八五
謀殺	一、五九五	一五	一、七一〇	一、七六六	一、七七五	△五六	△五	一四	△一四
故殺	一一三	四三一	一、六一四	一、六一三	一四、九三	一	二一	三三	六
歐打創傷	二、九六	一九	二、一〇五	二、〇八五	二、〇四九	二〇	五六	三五五	三五
墮胎	二四	四三	二六七	四五	四四	△二	△一	一〇	△二
猥褻姦淫重婚	二五	二	二七	二七四	二七八	△一	△一七	三	△二
誣告及誹毀	三六		三六	六八	六二	△三二	△三六		△八
竊盜（次ノ三項ヲ除ク）	二、一〇三	七九三	二、八〇五	三、一八九	三、〇八四	△五八四	△一、〇〇四	一八六八	△一四四
掏摸	二四九	四	二五三	二九六	二九八	△五	△一一	四〇	△一八
田野山林牧場ニ於テ産物ヲ盜ム	三三		三三	三五	四四	六	△一一	一九	四
屋外竊盜（明治二十三年法律第九十九號ニ非ス）	三〇九	一四	三二四	三三七	三三七	△一八	△一三	一七	四
侵入竊盜	三、八〇三	一三	三、八一六	三、八三五	三、八九八	△一八〇	△一三五	三五二	一
強盜	一四		一四	一八	七	△四	△七	二	△五
詐欺取財及受寄財物ニ關スル	三、七二一	一七	三、七三八	三、八八五	三、七三七	△一四七	△一六	五九二	△三
遺失物ニ關スル	一四		一四	一八	一四	△四	△一〇	二	△一
横領及埋藏物ニ關スル	三、六〇五	一二	三、六一七	三、六五〇	三、七三二	△一三三	△一一五	一三八	△一

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
放火	一、九七七	五〇七	二、四八四	二、四九七	二、四九一	△一三	△七
家屋及動産ヲ毀壞シ	七六		七六	六七	七九	九	△三
物品ヲ害スル							
警察官吏ニ對シ暴行脅迫ヲ加ヘ	九七七	一九一	一、一六八	一、一八〇	一、二四四	△一二	△四七
逮捕ニ抗拒シ	一、五〇八	八八	一、五九六	一、六四四	一、六四四	△四八	△四八
以上列記以外ノ罪	四五、一三九	三六四四	四七、七八三	四八、七一〇	四九、一四四	△三二七	△一、三九一	一〇〇二	△九一七
總計	三一、八九六	一、二四三	三三、一三九	三四、〇九九	三四、五八七	△四八八	△一、四四八

明治四十一年五月末日現在囚人刑名表

（△ハ減）

刑名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
無期徒刑	一、六三八	九一	一、七二九	一、七一八	一、六八一	一一	四八
有期徒刑	三、四三四	三五五	三、七八九	三、七九六	三、八五六	△七	△六七
無期流刑	一〇		一〇	一〇	八		
有期流刑	一七		一七	一七	一七		
重懲役	二、八二八	四六〇	三、二八八	三、二九四	三、四四〇	△六	△一五二
輕懲役	三、五六一	二一七	三、七七八	三、九九六	三、八七二	△一八	九四
重禁獄	二		二	二	二		
輕禁獄	六		六	六	六		
五年以上	二、八二七	三五	二、八六二	二、八五五	二、八〇三	七	
五年未滿	六、四三三	一三五	六、五六八	六、五五七	六、四六五	一一	一〇三
三年未滿	一一、三〇三	三六七	一一、六七〇	一一、五一四	一一、二〇	一一	一五六
一年未滿	四、七二五	二二九	四九、五四	五、〇六九	五、八二三	△一一五	八六九
六月未滿	六、四二三	四六二	六、八八五	七、六八〇	七、八九七	△七九五	一、〇一二
一月未滿	一八五	一五	二〇〇	二四八	八五	△四八	一一五
計	三一、八九六	一、二四三	三三、一三九	三四、〇九九	三四、五八七	△四八八	一、四四八

明治四十一年五月末日現在囚人年齢表

（△ハ減）

	初犯 男	初犯 女	初犯 計	再犯以上 男	再犯以上 女	再犯以上 計	合計 男	合計 女	合計 計	前月比較 再犯以上 男	前月比較 再犯以上 女	前月比較 再犯以上 計	前月比較 合計 男	前月比較 合計 女	前月比較 合計 計
十六歳未滿	一、一七〇	一〇九	一、二七九	一、二四五	五六	一、三〇一	二、四一五	一六五	二、五八〇	△一四七	△四一	△一八八	△一〇	△一四	△一二四
廿歳未滿	二、三四九	二一九	二、五六八	四、二五五	二三三	四、七〇三	六、七〇三	三四三	七、〇四六	△八五	△一三	△一九五	△一三	△一九七	△一七
廿五歳未滿	二、六九八	二六九	三、四一七	六、〇三四	一四四	六、一七八	九、一八一	四一三	九、五九四	△八二	△一二五	△一九七	△一三	△一九六	△一六
三十歳未滿	三、一四八	四二	三、一九〇	九、一四九	二三三	九、三七二	一二、九五五	六二八	一三、五八三	△九〇	△六六	△一五六	△一三	△一六四	△一八一
四十歳未滿	三、八〇六	四二	三、八四八	一〇、七九五	二三七	一〇、九三二	一四、六〇一	八一六	一四、八一七	△二七	△一六四	△一九一	△一七	△一八二	△一八九
五十歳未滿	一、九七六	二六	二、〇〇二	五、七六三	一三七	五、九〇〇	七、七六五	四二七	八、一九二	△一七	△一八	△一八五	△一八	△一八四	△一八九
六十歳未滿	一、三七	一〇三	二、一五一	二、六八五	九二	二、七七七	三、九二六	二四九	四、一七五	△一七	△一三	△一八五	△一八	△一八四	△一八九
六十歳以上	二、六一	七七	三、三八	五、四九	二五	五、五四	八、三五	一三三	八、四八	△一三	△八	△一八五	△一八	△一八四	△一八九
總計	一、三八一	一、五四三	二、九二四	四三、三四八	一、三四五	四四、六九三	四七、〇七二	二、六八八	四九、七六〇	△一四〇	△一八	△一八五	△一八	△一八四	△一八九

（備考本表ニハ拘留囚及ヒ換刑輕禁錮囚ヲ除ク）

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
三年以上	一	二	△二	二	△二	二	△二	二	△一	一
三年未滿	一七	七三	六六	七三	五六	七	八	七	一七	一七
一年未滿	二一	七四	七一	七九	五八	八	一三	八	二一	二一
六月未滿	一七一	三二四	三八〇	三八五	二九〇	五	一三五	五	一七一	九五
一月未滿	三〇三	二八五	三一一	三〇六	一三五	△	五四二	一三	三〇三	一五
計	二一	七五八	八三二	八四五	八四二	一三	一、一六〇	三九	一五	二
拘留	八七	九八四	一、一三六	一、一七五	一、一六〇	三	四	一	二	八四
舊刑	一九一	五	一	五	四	一	三	一	八四	九五
初犯	一、七一六	一、七二八	一七、二四九	一七、二六〇	九五					
再犯以上	九二八	三〇、四三九	三一四六一	三一九一四	△一〇二二	△一、四七五				
計	二、六四四	四七、七八三	四八、七一〇	四九、一七四	△九二七	△一、三九一				

雜錄

○典獄會議

六月二十七日より司法省樓上に於て典獄會議開催せられたるが二十七日は午前十時司法大臣の訓示ありたるのみにて散會二十九日午前九時三十分より監獄局長は主として監獄法及監獄法施行規則につき立法の旨趣を訓示し翌三十日は監獄法及施行規則を議案として質疑會を開き小山監獄局長は會長席に着き議事の整理を爲し一面說明の爲め出席したる谷田參事官眞木豐野兩事務官と共に質疑に答ふる所あり午後二時三十分散會し七月一日は午前九時より各典獄協議會を開き長屋典獄會長席に着き各監獄に於て監獄法及監獄法施行規則に基き一定し得へき事項を決する爲め逐條協議を終り午後三時散會す右協議會に於て(一)典獄以下服制及服裝並に看守給與品に關する改正意見(二)情願の作業賞與金計算率を一定せんことに決し第一、第二に就ては別に協議を遂げ本省に意見書を提出し第三に就ては委員を設け協定することゝなりたるに依り長屋會長は委員を畑、山上、有馬、鈴木、野口、坪井、三浦、千頭、上田、黑澤典獄の諸氏を指名し委員會の決議は本會の可認する所となり其旨を本省に報告せり六月二日より平沼民刑局長の累犯者發見に關する指紋法の演說あり翌三日四日も前日に繼續し同局長の演說あり同局長の演說は各典獄及隨行員の外橫田大審院長松室檢事總長長谷川東京控訴院長を始め東京所在の判事檢事數名司法省高等官及警視廳の警視警部數十名の傍聽ありて多大の興味を感じたり七月六日は典獄協議會を開き長屋典獄會長席に着き前示協議事項全部を議了せり右協議會を閉つるや小山監獄局長は數日來の勞を多とする旨挨拶ありて閉會を宣告し茲に今年の典獄會議は結了を告げたり會議中參列者の重なる者は大審院長檢事總長東京控訴院長司法省各高等官並に臺灣總督府志豆機上田兩典獄關東都督府栗原典獄陸軍省よりは新井監獄長西田理事、

海軍省よりは松岡主理統監府よりは急江看守長の出席あり其他本願寺兩派の派出員等なりき

本年の會議は豫報の如く諮問せらるへき事項なく單に注意事項として各典獄に指示せられたるもののみにて其事項左の如し

注意事項

一　監獄參觀は司法大臣の許可を得たるもの、外其許否は典獄の權限に委ねられたるも監獄をして何人にも容易く之を參觀せしむるか如きことあらは一種の觀覽場たるか如き弊に陷り從て規律を紊り行刑の森嚴を害するに至るへきを以て漫りに之を許すへきものにあらす監獄法第五條の正當の理由なる文字は之を嚴格に解し例令は作業請負人、出獄人保護事業經營者或は辯護士若くは公職に在る者にして監獄の實況を觀んとするか如き其目的の正當なるを確認したる場合に限るを要すへし

二　司法大臣に爲す情願にして本人無筆の爲め自書する能はさるときは本人の求めに因り相當官吏其旨趣を聽取り之を代書するを妨けす此場合に於ては代書者は本人に讀聞せ署名捺印の上本人をして封緘せしめ且つ代書者には祕密を守らしむるの注意あるを要す

三　監獄法施行規則第二十九條に於て典獄、監獄醫、教誨師及ひ女監取締を除く外單獨にて獨居拘禁の婦女を巡視するを得さる規定あり監獄醫、教誨師に於ても時と場合に依りては成るへく單獨の巡視は之を避けしむるの注意あるを要す

四　近來各監獄に於て囚人間の殺傷並に逃走事件の續出を見るは深く憂慮する所なり素より事故の多少に依て一概に規律の弛張を議すへきにあらすと雖も少くも相當注意の缺如若くは規律の弛緩に基因するものなきにあらす殺傷事故の豫防に付ては器具器械の取締は勿論囚人間親和を缺き爭鬪の虞あるものは之れか分離を行ふ等常に未發に防遏するの注意あるを要す又逃走を生したる場合の如き監房の鑽鑰に關するもの少からす鑽鑰は常に堅牢を保つへきは勿論其開閉を嚴にし容易に逃脫せしむるか如き不取締なき樣注意を要す

五　監獄に於て自殺を企つるの事故近來少からす自殺者の多くは憤慨、失望、煩悶等に因ること敢て一般自殺者の原因と異ることなしと雖も宜しく其動機に注意し未然に之を防止するの注意を要す

六　逃走及ひ縊死等の報告には其手段方法等其明瞭を缺くもの少からす爲に照會往復を重ぬること多し可成簡明に其顚末を記載し文字を以て詳悉し難きものは圖面を以て表示し殊に戒護取締方法を詳記するを要す

七　逃走、縊死其他事變に對し看守長の職責を上申するに當り單に看守長の指揮其當を得す又は注意を缺き云々と記載し實際何如なる措置を採るの餘地ありたるや否やに就き典獄の意見を付せさるものあり又看守長及看守の手續書に認めたる事項にして齟齬杆格するものありて調査上の支障少からす將來一層の注意を要す

八　監獄法及同施行規則の規定に因り監獄醫に非さる醫師をして治療を補助せしむるは特殊の手術を必要とする場合に限るへし若し必要に因り補助せしむることあるも手術上の責任は勿論監獄醫之を負ふへきものとす

九　犯則を構成したる物品にして沒入又は廢棄すへきものに係り行刑上參考となるへきものは之を保存するの注意あるを要す但此場合に於ては沒入廢棄簿に其旨を記載し置くへし

十　重屏禁の懲罰を執行する場合に於て從來の閙室は直に之を罰室に充用すること能はさるへしと雖も之を利用する目的を以て多少改造の必要あるへく而して罰室は作業を爲すに妨なからしむる程度に於て暗くするを要す

十一　監獄法第七十五條に依り解剖の爲め病院、學校其他の公務所に送付したる死體は其送付先きに於て死體の埋葬其他死體に關する一切の始末を爲すへきものに付死體を交付するには前以て其趣を先方に通知し置くを要す

十二　事務成蹟の報告及管內巡視報告等は可成簡明に其要項を記載すへし漫りに冗長に失し大册子を成すは却て其要領を失する慨あり注意を要

す

十三　累犯の發見に關しては現今外國に於て實行せらるゝ方法調査中に付追て報告せしむるの機會あるへしと雖も仍ほ從來の經驗に因り適當なる方法を盡し可成刑の言渡以前に於て累犯の發見に努むへし刑の執行中累犯を發見したるときは即時檢事に報告することを要す

十四　近來建築材料の騰貴に伴ひ修繕費の增嵩は已むを得すと雖も財政の現況に照し容易に其增額を求め難き事情あるを以て監獄建築物の修理保存上には一層留意し其大破に至らさるに先たち朽損の箇所を修補し又は不用の建物は可成之れを解崩整理する等修繕費の節約を講する上に注意あるを要す

十五　在監人員の增加若くは米麥其他の物價著しく騰貴したる爲め不足を生し增加を要求せさるを得さる場合に當り各自實際の所要額を調査し彼是流用支辨の途を講するは豫算運用上已むを得さる處置なりと雖も就中在監人費中食料費より他の費目に流用し更に食料費に增額を求むるは向なしとせす如此は妥當の處理とも認め難く隨て豫備金支出を要求する理由にも差支へ且監獄經濟上に尠からさる支障を及ほす慮みあるに依り各自實際の所要額を精密に調査し流用の法を誤らさる樣注意あるを要す

十六　不用物品の整理方は往々規定の手續を缺き各部局に於て直ちに使用し之れか記帳を省略するか故に後日に至り不用品處分の顚末を不明瞭ならしむる結果を生し整理上遺憾なしとせす亦た不用品の利用及保管轉換に就ては從來屢々通牒若くは注意を加ふる所ありしと雖も不用品處分上注意の周到を缺くものなしとせす監獄經濟上忽諸に附し難き事柄なるを以て尙ほ一層の注意あるを要す

十七　食料年表及ひ食糧品受拂調書は明治三十七年三月監甲第一四五號及ひ同年七月監甲第五六六號訓令に依り提出の處調査方往々粗漏誤謬の向あり其時々照會を要することあり徒らに雙方の手數のみを增て不便尠からさるに付將來は十分に調査を了し一度ひ提出したるものに就ては

訂正等の事なき樣注意を要す尙左記の各項は特に注意すへし

（一）　米麥精搗の工錢を精搗石代に加算する向ありと雖も右は監獄傭夫中の精搗夫をして爲さしむるものなれは費用を支出せす從て石代に加算すへきものに非す

（二）　食料表の米麥價格の算出方に付ては三十七年八月監甲第六三七號通牒を以て炊石變數に對する價格を揭け而て其價格は現に給與したるもの丶每價格を集計し而して後に平均石代を算出すへしと有之故に受拂調書の米麥各購入總價格に前年度より越品に對する價格を加へ翌年度へ越品の價格を控除せは少許の差違は可有之も食料表の價格となるへき筈のものなるに往々符合せさる向あり

（三）味噌、醬油及澤庵等の生產受拂に付ては訓令備考八に記載あるに往々其調査方に違ふ向あり例へは味噌を釀造する場合には其原料たる豆、又は麥、麴、鹽等を給與高の欄にのみ朱書して拂に立て而て其生產したるものを味噌の受入欄にのみ朱書し受に立つへき儀なり故に朱書の數量は生產の爲め變更することあるも價格は變更せさるものにして又た朱書は受と拂との二欄にのみ限り記載すへく越高等に朱書すへきに非す又た小計通計等にも朱書は記載を要するものなり

（四）　訓令備考四の生產石代を記載せさる向あり或は記載すへき場所無之に付記載せすと回答の向あり右は備考に付記すへしとあるに付其場所は麥の部の次、菜品の部の前に記載すへきものとす

（五）　甘藷又は馬鈴薯の如き日方計算のものを米麥に混炊したる場合其殘飯再用高は同欄內に米麥の分と區分計上するを要す

（六）　大麥と裸麥とは等しく玄麥なりと雖も其品質を異にするを以て兩麥を精搗したることありとも精麥に生產受入及ひ其搗減石數は兩者各別に計上し混記せさるを要す

（七）　訓令備考五の耕地收穫の米麥石數、單價、價格の記入個所は第四項の例に依る

（八）　菜品の各類別及び品目の記載順序は三十八年三月監甲第三二六號通牒あるに拘はらず往々其順序を錯雜して記載する向あり注意を要す

（九）　石代は凡て四捨五入にして厘位に止むへし往々百石に付若干千石に付若干記載の向あれとも右にては却て錯誤を生し易し

（十）　臺灣米を內地米中に組入るゝ向あれとも右は矢張外國米の內に組入るへきこと

○司法官會議に於ける司法大臣の訓示要領

客月十七日より司法省に於て裁判所長及檢事正會議を開きたるが同日司法大臣の訓示せられたる要領を摘記すれば左の如し

▲刑法施行は十月　刑法施行期日に關しては關係各者との協議略ぼ調ひたれば刑法の施行は正に本年十月を出ることなかるべし是れ我裁判上の一大革新の時期なるを以て諸君の任務は一層重きを加へたるものと云ふべし

▲司法官の自由裁量　司法の目的を達せんとするには司法官に自由裁量の餘裕を與ふるを以て緊の得たるものとなす新法は固より其運用の困難なること舊法と日を同ふして談ずべからざるも之を活用するに於ては能く法律の結果を收め得べきこと亦前日の比に非らず

▲刑罰の効果　改正刑法の主たる目的は犯罪者に及ぼすべき刑罰の効果に重きを置き從來の缺陷を補足せんとするにあること復た疑を容れず是れ我法制の一大進歩にして改正刑法の施行に因り刑事裁判上の一大革新の時期を成す所以也

▲改正刑法適用　改正刑法を適用して其効果を收めんと欲せば犯罪の內因たる犯人の特種と其外因たる社會の狀態とに鑑みて刑の種類を撰び其程度を量り以て各事件に適應すべき處分を爲さしむるべからず

▲幼年者の感化處分　は將來に於て犯罪者の發生を防止し又免因保護の事業は受刑者をして正業に就かしむる階梯を成し兩々相待ちて刑罰の効果を補足するの効ありとす是等の事業は司法官に於ても亦特に留意せられんことを望む

▲刑事訴訟法の起草　改正刑法に伴ふ刑事訴訟法の改定に關しては本年より法律取調委員會に於て之が起草に着手せんとす諸君は刑法の施行に伴ひ訴訟手續の改正を要する諸點も併せて攻究し其結果を申報せられんことを望む

○感化院の組織に就て

（平沼民刑局長談）

客月司法官會同の際平沼民刑局長は感化院の組織に就て詳細なる觀察談ありたる趣なるか其要領は左の如しと聞く

新刑法の實施と共に感化院を設くる必要ある事なるが我國にては在來此の種の設備行屆かず見るに足る可き者少しと雖も暫くは可成在來の感化院若くは其の類似のものを利用して漸次發達せしむるの外なかる可し予は英國及び白耳義を視察したるを以て其の記憶を辿りて三四の心附きたる點及希望の一端を述べん、感化院の組織は之を官立とするよりも私立とするを優れりとすとは英國あたりの通說にて實際英國には私立のもの多く成績も好良なり元來感化事業の如きは人格上の關係を貴び感化者被感化者成る可く相接近し其間に温情なかる可らざることなれば之を官立とすれば兎角規則に流れて精神を忘るゝの弊害有り又此の種の事業は之を行ふ人が自ら献身的に之を爲すに非れば容易に好績を見難きものなるが故に此點に於ても官立となせばやゝもすれば人事と見て義務的に仕事を爲すに終るの虞有り之と關聯して規模も餘り度大なるは不可なり白耳義のは一體に廣大にて英國のは比較的小規模なり小規模とすれば感化者と被感化者とが相接近する機會多くして互に相識ること深く團欒の內に自然に好感化を及ぼすに便なりとは一般に信ぜらるゝ所なり次に所在地は可成都會の喧囂を去りて廣き原野の如き地を選ぶを可とす之れ即ち都會の生活に比すれば原野の生活は天然に近く不知不識の間に人格上に好感化を及ぼすと多きによるなる可し深き理窟に至りては生理學上心理學上に玄妙の理論も有る可れど予の與り知らざる所也次に注意す可きは退院後の取締にして折角感化改善したるものも院を去れば直ちに元の不良少年に逆戻りする樣にては駄目なれば退院後も院との聯絡を絶たず直接間接に之を取締ることも最も肝要なり英國にては此事甚だ都合能く行はれ其の統計も正確なり其他收容範圍感化の方法等は國により感化の目的に依りて異ることなるが英國の如きは「レフォマトリ、スクール」「インダストリアル、スクール」其他の種類ありて自ら收容の人と年齡と條件とを異にすれども感化の方法に至りては大同小異にて學科を授け又職業に就くに必要なる簡單なる技術を授く總て感化院を出づるが如き者は云はゞ社會の下層より浮び得ざる者なれば其教育も亦之に適應する簡易の者ならざる可らざる

や云ふ迄も無し收容の年限は五年を最長とし通常三年位と見て可也云々

○福岡監獄囚徒に對する田中檢事正の訓戒

（新刑法實施に就て）

福岡地方裁判所田中檢事正は新名檢事と共に福岡監獄に臨み總囚七百餘名を教誨堂に集め新刑法實施に就き心得方に付左の意味の訓誡を爲したりと同地より通信のまい

曩に改正せられたる新刑法も近き將來に實施を見るべきに付之が適用上に付念の爲め汝等の心得を訓誡すべし

抑も現行刑法は明治十五年より施行し今日迄實に二十七年に及びたるが現行法の規定する刑期の範圍は頗る狹隘にして犯罪者に對し刑罰の効果少なく往々法律を蹂躙して幾數度となく入監の身となり社會に害毒を及ぼし寒心に堪へざる者あるを刑法學者及實務家の間に認識せられ今回前期の範圍を頗る廣大にせる改正法を見るに至れり然れども之を維新前後及新律綱領發布當時の法律に比較すれば尙頗る輕し今假りに窃盜に就き刑期を見るに現行法は二年以上四年以下なるに拘らず新法は一年以上十年以下詐欺取財亦同樣にして窃盜罪の如き五年以上十五年以下となれり又數罪俱發の場合に於ても現行法は一の重き罪に就き處斷したるも新法は五割增となれり即ち窃盜初犯者にても二罪以上有せば實に十五年以下の刑期を以て處斷せられ累犯者は更に一層重く加重して二十年に至るを得要するに新法の實施を見るに至らば累犯者の如きは頗る長期に處斷せらるゝ者と覺悟せざるべからず斯く謂へば檢事は常に被告人の不利益を圖るか然らず檢事の職務は汝等も知る如く原告となり汝等の相手方たりしものなれども辯護士の如く被告人より報酬を受け個人に代て辯護する者とは全く其任を異にせり即ち公益保護者たるの位置に在るを以て場合に依りては汝等の利益の爲めに活動し裁判の公正を要望する等所謂不羈獨立の職務なり殊に汝等裁判確定して自由刑執行中の今日に在ては本官只同情を以て眞心悔悟し放免後正業に復するを希望するの外なし汝等今や自由を奪はれ痛苦を受けつゝあるは本官も同情に堪へざる所なれども之れ全く自由刑執行の本旨となるを以て致方なし汝等は犯罪なる一種の精神病に犯され居る者なり監獄は其病院なり司獄官は其醫員なり裁判所は之を診定し監獄内に送り治療全治を期待しつゝあるが故其意を了解し監獄規則を遵奉するは勿論速に改過遷善を勉むべし若し監獄内に於て不都合の所爲あらんか猶ほ病院に入りて却て新たに自ら病氣を重くするが如し然るに過般本監及久留米分監に於て暴行を働き司獄官の不止防衛に依り不幸にも或者は面部に負傷し剩へ刑罰を受けたるものありや豈に不心得の甚しきものにあらずや勿論汝等に云はしめば是には或は夫々の理由原因あることならん或は司獄官が不都合不公平の處置ありなどゝ云ふ口實もあらん乍去例へば法律如何に不都合にても法は法なり正當の手續を經て改廢せらるゝ迄は守らざるべからず裁判如何に間違なりとて裁判は裁判なり正當の手續を以て上訴して破棄せらるゝにあらずんば正當の裁判と謂はざるべからず父母の命如何に不當なりとて子女は之に反抗しては家内決して治まるものにあらず是れと同じく司獄官如何に不當不公平の處置ありと云ふも法規の許可する方法手續に依り其の處置を更正せしむる途あれば格別苟も其途なき以上は其處置は即ち神聖にして犯すべからざるものとす若し之に對して法規外の要求願望苦情等を許すときは數百の囚徒の事にて際限あるなし即ち治まりの附かぬ事に陷るべし勿論司獄官とて人間で神にあらざれば時々不當の處置もあらん故に法規に許す限りは哀願も可なれども苟も其限度を超へたる苦情要求爲すが如きは自由刑執行の本旨に戻るものにて斷じて制壓すべきものたり尙又本官は茲に汝等改悛の上出獄したる後の心得に就て一言し置かんに出獄後は恰も普通病者の病後攝生を要する如く汝等に於ても其必要あり故に汝等は出獄後種々なる慾望に驅られ或は刑餘の人として世人に疎ぜらるゝものあるべし出獄後保護政策に就ては當局者に於ても只管攻究中なるが兎に角汝等は出獄後少も二三ヶ年間は種々なる慾望を抑制し通常人よりも一層謹愼を表すること最も肝要なるべし斯くせば期せずして世間の信用をも恢復すべく多大の幸福を得るに至る

べし

○宮城縣の出獄人保護協會設立

宮城縣にては曩に畑典獄在任中職員と謀り保護會なるものを組織し尚市町村長に對し出獄人保護に關する注意を促す所ありしが未だ完全なる保護機關と認むべきものなきに依り後任野口典獄は出獄人保護協會なるものを設立し之に先の保護會を併合せんことを企て今回左の意味の趣意書を發表したりと因に同會總裁には知事を推す筈なりと云

由來免囚保護の事業は博愛慈善の業たるや素より言を俟たず然れども徒らに刑餘の徒を憫れむるにあらずして其の目的とする所專ら再犯を防遏し犯罪の減少を圖るにあり犯罪減少策の如きは獨り國家の行刑機關を以て足れりとせず宜しく之を社會事業と爲し社會は之を遂行する寧ろ當然の責務なることを覺悟せざるべからず然れども社會に於ける人情の傾向を觀るに出獄人に對する同情甚だ薄く却て之を擯斥忌避するの結果出獄人をして自營の途を得るに苦しましめ止むなく再び罪を犯すに至るは吾人實驗上常に認むる所とす出獄人と雖ども亦吾人の同胞なり豈に彼等を忌避擯斥するを以て人道に適へりと謂ふ可けんや寧ろ彼等を救ひ彼等を保護し職なきものに職を與へ不良の徒は良民に導くの意ありて始めて人道に適合せりと謂ふべく且つ慈善家の天職なること言を俟たざるなり

近時監獄制度大に改善せられ重きが感化教養に置くの結果に暴惡不逞の徒をして往々改悛せしめ偶發犯罪者の如き再犯の慮なきに至れり然れども彼等にして身を寄するに親族なく業を營むに資産なく信用なく衣食なく且刑餘にして社會の容るゝなき身を以てすれば人類の弱點として復た罪を犯すは蓋に故なきに非ず吾人の斯業を企圖するは聊か彼等が救濟に資せんとする微意に出づ然れども微力能く當る所にあらざるを以て大に縣下同感の志士に訴へ免囚保護會を組織せんとする所以なり我が宮城縣に於ける免囚保護事業は多少の沿革なきに非ずと雖ども不幸にして未だ完きものなく僅かに監獄職員の組織に係るもの及び石巻町に於ける同情者に依り保護會の組織あり然れども又以て縣下一般の出獄人を保護するに足らず依て今回同會に交渉の結果之れを併合し大に擴張して一つの財團を造り之を法人となし比較的完全なる機關を設立せんと欲す同情の志士奮て賛同せられ各位の放資に依り能く其の目的を達せしめられん事を

○佛國の廢死刑案撤回

近着巴里通信に依れば同國に於ける死刑廢止議案は昨年下院に於て旺に論難せられ議員の多數は該案を容認する模樣なりしが最近に至り殺人犯の如き重罪事件增加し來りし爲め世論頓に一變し死刑廢止尚早論の勢力は廢止論を壓倒するに至り政府も遂に廢止案を撤回するに至れりと

○被服浦團の赭色染替に就て

監獄法施行規則にては囚徒の臥具は淺葱色とし又十八歲未滿の者の被服は淺葱色とすとの規定あり本年十月一日より新法實施と共に現在の赭色の臥具及び十八歲未滿の者に着用せしむべき被服の色合を變更せざるべからず去りとて從來のものを廢棄するは經費の許さゝる所なるのみならず監獄經濟の策を得たるものにあらざるを以て其色合を染替へ利用するの外なし又一時に多數を染替ふる能はざる事情あるを以て今より豫め準備するを要す

右に就き大阪監獄にては染替の方法何如と考慮の末京都市立染織學校に問合せたるに同校長金子萬壽氏より左の回答ありたりと云ふ

（前略）赤茶色を抜き更に染色する爲め御提出の見本と全く同一色に染むる能はざるも近似の色に染むること困難には無之候而して其方法別記の通に候

（別記）

一赤茶染地木綿百匁に對し

酸性亞硫酸曹達	十匁
亞鉛末	十五匁
醋酸	少許

右の藥品を沸騰液中に同時に加入し其液中に可抜布を入れ攪拌し薄黄色に變じたるを待ちて引出し水洗す

（試抜色布は堅牢染料にして黄色より以上抜色を施すときは白色に近くとも雖も地質に損弱を來すなり）

已に前工程を經たる已色抜布百反に付

チカゴブルー	四	反
オキザミンブルー3RRW	三	反
硫酸ソーダ	三	反

右を沸騰液中に溶解し布を入れ凡そ三十分間煮沸し引上げ能く水洗し乾燥すべし

染色抜用藥品價格

酸性亞硫酸曹達	一磅	七錢
亞鉛末	一磅	二十二錢
醋酸	一磅	三十四錢

淺葱色染用藥品價格

チガゴブルー	一圓二十八錢
オキザミンブルー3RRW	一圓二十八錢
硫酸曹達	一磅　十三錢

色抜及染代

別大巾木綿　巾一尺九寸五分長サ一尺に付一錢五厘四毛

但し緒色染を色抜し之を淺葱色に染直すも何れも拍手を以て迎へられ終つて次に多數會員より提出せられたる監獄協會規則改正案を議案として會議を開く本會會頭清浦子爵は會長席に着き開會を宣告し眞木委員をして別紙改正案を朗讀せしめたる後議案全部を一括して議題に供する旨を告げたるに一の質問も異議もなきに依り清浦會長は規則の改正は可決したるものと報告すると述べ會議を閉づ、茲に於て長屋又輔氏は起て、監獄協會規則の改正案が成立し可決したる以上は會員を代表して會頭即ち清浦子爵閣下に從前の如く今後も總裁の任を擔當せられんことを請願すと述べ一同は拍手を以て之に和したるに清浦子爵は承諾の旨を述べ會同者は再び拍手を以て之を迎へたり、尋いて當日の講演者たる文部視學官乙竹岩造氏は「最近保護教育の發達」なる演題を掲げ歐洲殊に英國に於ける感化教育の發達せる狀態に就き約一時間に亘る演說ありて頗る聽者の感動を惹けり仍て清浦子爵は閉會の辭を述べ尚改正規則に基き小山監獄局長に監獄協會會長を推薦したるに幸に受諾せられたりと披露し正午全く總會を終了せり、總會を終りたる後當日招待したる司法省高等官一同大審院長檢事總長東京控訴院長檢事長其他朝野知名の士並に前記會合せる會員を水戸公の舊邸なりし小石川後樂園に案內し粗餐を供したる後、各自意のまゝに園內を逍遙し退散したるは午後三時前後なりき左に當日各委員の挨拶及報告清浦子爵の閉會の辭並に當日可決したる監獄協會規則改正案を掲ぐ

但し前に同じ

別大巾木綿　巾一尺九寸五分長サ一尺に付八厘二毛

但し白木綿を淺葱色に染色す

小巾木綿　巾九寸長サ一尺に付三厘九毛

但し前に同じ

監獄協會記事

○本會の總會

本月五日本會總會を開く會同せる重なる者は典獄會議の爲め上京中の地方部長、典獄に隨行せる會員竝に東京府下及附近の會員百數十名にして午前九時より開會先づ石澤委員より總會開會の挨拶あり次に眞木委員の庶務報告藤澤委員の會計報告あり次に眞木委員の庶務報告藤澤委員の會計報告あ

●開會の辭

委員　石澤謹吾

例に依つて開會の御挨拶を申上げます。今回典獄諸君並に隨行員のお方が會議の爲に御上京を好機と致しまして、監獄協會の總會を本日開きました事でございます。此ほど中は司法省に於て會議を開かれまして、新監獄法の實施に就て御研究になりたること、推察を致しますが、定めてこれに就てはいろ〳〵御身心を勞されて御研鑽下されたことと斯道の爲に厚く謝しまするとでございます。まだ閉會にはなりませぬさうでございますが、時

候も悪しいことてございますから折角御自重の上、どうか此協會に於きましても新法の實施に就てはいろ〳〵研究も致されなければなりませず、又諸君の御意見も伺つて、彼是參照致しまして雜誌上に御參考になることを追々御報道致さなければならぬ義務を背負つて居ることと考へますから、どうか御腹藏なく御意見のある所を御投寄下されまするやうに偏に切望致すことであります。いろ〳〵それに就てはお話致したいこともございますが、私も老年の上に當春以來非常な大患に罹りまして、今以て全快の期に臨みませぬので、今日は漸く義務として是までヒヨロ〳〵出て參つた位のことてございますが、例に依つて先づ開會の御挨拶を私より致すやうにといふことてございますから、此席に臨みましたことてございます。追々庶務會計等の報告も致しますが、開會の辭はもう氣息奄々たる私のことでございますからトテモ長く此席にも堪へないことてございますから是で御免を蒙ります（拍手）

●庶務報告

委員眞木喬

閣下並に諸君、私は委員長に代りまして、此席で庶務の報告を致す榮を荷ひましてございます。大要を御報告致して置きますが、本會の大體のことに就ては別に變つたこともございませぬ。會員は唯今一萬四百八十八人ございますが、昨年と大差はございませぬ。此後は監獄方面に大分監獄機關の發展と共に役員の增加を來しましたが爲に、自然協會員も增加を致すことてあらうと考へまするで、一層監獄協會の區域も擴まつたものと致してよからうと考へます。而も韓國方面には今まで監獄部內に居られました典獄諸君並に看守長其他の人々が傭聘されて赴任されて居りまするし、又會員中て小河事務官並に岐阜の中村典獄の如きは清國に傭聘されて唯今任に就かれて居るやうなことてございます。取りも直さず我邦監獄事業の延長を致しましたことゝ認めてもよいと信しますが、此の如き狀態に成ましたのは、單り其人々の名譽のみならず、我監獄社界の名譽と致してもよいと考へて居ります。追々又其人々から當地の狀況の報告もございませうし自然我々の益することも多いと考へて、其報告の來ることを樂みに致して居る譯てあります。

それから昨年中では地方部長の變動が澤山ございましたが、是は典獄の交迭に隨つて地方部長の解囑が生した譯てございまして、甲の場所から乙の場所へ行かれました方には各々其新任地の地方部長を囑托致したのてあります。其中て全く地方部長の職を解かれました儘になつて居りますのは三池の若山典獄、豐野君の監獄事務官にならられました爲に解囑になりましたのと神野君、神尾君三井君、中摩君の全く地方部長の職を解かれた儘になりました。而して中摩君の如きは職を去られると同時に歸鄉を致されたのてありますが、其途中に於て死亡致されましたことは本會の最も悲みと致す次第てございます。

會員て二十年以上勤續された方が二百二十五人ございます。十年以上皆勤された方が二百三十三人、合計て四百五十八人ございます。此方々には總て本會の規定に基きまして彰功狀を贈與致しました。退職者百七十一人、死亡が十四人ございます。是又本會の規定に從つてそれ〳〵相當の金員を贈與致しました。

本會て扱ひました文書の件數を御報告申上げますれば總計四千三百五十三件ございます。其內て受付文書は二千百五十九件發送文書が二千百九十四件になります。

それから會のことてございますが、始終會員の會合致しますのは茶話會の時機を利用致しまして其都度會合致しました。茶話會は九回開きましてございます。一ヶ月一回と致すと年十二回てございますが、七八の二ヶ月は休會致すことになつて居ります。一回は差支の爲に休んだので九回になつて居ります。此茶話會は御承知の如く府下の監獄職員並に近府縣の監獄職員の御會同になりまして、各々自己の意見を吐露し或は建議を爲し其他諸講師を聘しまして當席で講演を聽くことになつて居ります。就中會員の御希望もございまする

し、又我々役員に於ても其必要を認めた譯でありますが、當一月からして必ず各月專門家を賴みまして當席で講演を致して貰ふやうな取計を致して居ります。其講演筆記は雜誌に揭載致してございますので諸君定めて、御覽のことゝ存じます。此茶話會も時に依りまして多數の御會同もございまするし、又少數の場合もございまして一樣には參りませぬが、諸講師を聘して講演を致しまするとになつては自然御會同なさる方も稀へたやうてありますまいが、皆さん御多忙の中で偶々休暇に當る時を潰すやうなことになりますので、御迷惑ではありませうが其御會同になることに就ては本會に於て最も感謝の意を表する次第でございますが、今後は尙ほ一層御盡力を煩はさなくてはならぬ。それで日曜日を茶話會に充てることは種々の差支があつて困るといふ會員方の御意見もありました爲に土曜日を茶話會日に充てることに變更致しました。是は昨今變更致したのでございまするてまだ實行は致しませぬが、是からは第二土曜日に開會致すことになります。今後は各地方監獄より出京さるゝ方がありますれば、是非當席に御臨席を煩はして地方の狀況なり又實際お扱ひとなつて居る事柄に就きまして、縱令些細の事なりとも改良施設せられたことをお話下さることになりまするとと餘ほど又利益を得ることゝ考へて居ります。或は又會員の御紹介に依りまして地方の敎育家なり宗敎家なり相當の專門家の人がございますれば當席へ招待致しまして講演を求むることに致してもよいと思ひますから其邊もお含を願つて置きます。

又本會は曩に圖書刊行會に入會を致しました。或は書林の出版豫約に應じて書籍を購入し其他有益なる書籍と認めたものは時々購入して本會の書籍欄に皆納めてあります。是は全く會員の用に供する爲でございますからして就て御看讀下さるやうになりたいと思つて居ります。

又雜誌でございますが、雜誌も每月刊行致して居ります。此改良に就ては屢々會員諸君の御希望もあり是非改良を實行しなくてはならぬことも認めて居りまするし、其方針に進んでは居りますが、まだ諸君の御希望を滿たすことは出來ないと思ひまするので、此點に就ては頗る遺憾に感じて居りますが、前申上げまする如く茶話會に諸名士を招待致しまして講演を求めるそれを雜誌に揭けることも即ち雜誌改良の一の手段と認めて居ります。尙ほ此改良に就ては種々な點に注意を施さなければならぬこともございませうが、何卒會員諸君に於かれましても雜誌を利用する途を御講究下されまして御意見は御斟酌なく御發表ならむことを希望致します。尙ほ地方に於かれまして各監獄で御研究になり或は其他の點に就ても御討究になつて居つて必要と見又參考とならうといふ材料は續々御投寄を希望する次第でございます。

以上はザット庶務の報告を申上げますれば前申上げました事項に過きませぬので、大要丈を御報告致しました。

終りに臨みまして、昨年此總會に於きまして本會は法人組織にするといふやうな御希望もあり、委員の方から提出も致しましてございましたが、其際には暫く見合すといふ御希望が多數でございました。併し次の會までには其規則も調査を致しまして諸君にお諮りをするといふやうなことになつて居りましたので、實は其草案は取調を致して見ましたが、本會では單に規則の改正といふこともあるやうなことて全く見合すことになつたやうでありますから改めて御報告は申しませぬ。是丈御報告を申上げて置きます。（拍手）

●會計報告

委員　藤澤正啓

私の御報告申上げることは例に依つて數字的のことて無味乾燥のことてありますから、詳しいことはお手許へ差上げてございまする別紙印刷物を御覽下さればお分りになると思ひます。此一時金七拾圓といふのは、一時金拾圓を出した人は終身會員にするといふ規則に依つて出された分てあります。それから寄附金百參拾圓は時々新聞などで御覽の通り花柳病學會に此會場を貸すことがございます。其謝金てあります。雜收入拾圓は昨年博覽

會の際に藥劑師の會合があつて俄に會場に差支へるから一時借りたいといふので貸しました謝金であります。一々申上げると煩しうございますから大抵御覽下されば分ると思ひます。大體協會の經濟は近來は皆樣の御注意に依つて會費の延滯といふこともございませず。誠に順當に參つて居ります。既に三萬餘圓の現金が基本金となつて居ります。此金は定期の方は三菱銀行に預けて年六朱の利子を取ることになつて居ります。凡そ目下の狀況では其年に依つて多少の差はありますが一年に千五百圓から二千五百圓の間を貯蓄することが出來ることになつて居ります。誠に本會の爲に會計の順當に參ることは慶賀することゝ思ひます。一應是だけ御報告申上げて置きます。（拍手）

自明治四十年四月
至明治四十一年三月　會計決算報告

收入の部

一金四萬六千八百七拾九圓拾七錢　總受高

內譯

一金參萬四百七拾六圓八拾八錢　前年度繰越高
一金壹萬四千七百四拾九圓五拾九錢　會費
一金七拾圓也　一時金
一金千四百四拾貳圓七拾錢　利子
一金百參拾圓也　寄附金
一金拾圓也　雜收入

支出の部

一金壹萬貳千四百四拾壹圓四拾六錢參厘　總支出高

內譯

一金九百七拾六圓貳拾四錢　雜誌發行費
一金八百九拾四圓也　贈與金
一金四百參拾五圓也　手當金
一金九拾六圓也　傭人料
一金六拾八圓也　慰勞金
一金六拾四圓也　速記料
一金拾貳圓拾貳錢　事務所費
一金貳百四拾壹圓參拾八錢　修繕費
一金貳拾參圓也　茶話會費
一金百六拾四圓四拾參錢參厘　備品費

一金貳拾四圓六拾四錢五厘　消耗品費
一金貳拾貳圓四拾五錢　雜費
一金四拾七圓八拾四錢五厘　通信費
一金九圓拾錢　水道使用料
一金四拾七圓八拾七錢　諸納稅
一金六拾六圓也　電話使用料
一金拾四圓四拾壹錢　荷造運搬費
一金拾四圓五錢　瓦斯代並燈火料
一金九圓參拾錢　印刷費
一金貳百五拾參圓也　贈品費
一金貳百壹圓參拾四錢　彰功費
一金九拾參圓五拾錢　翻譯料
一金百參圓六拾錢　招待費
一金百五圓七拾八錢　祝賀會補助費
一金貳百九拾圓貳拾壹錢　總會費
一金六拾圓也　大日本慈善協會補助費
一金貳圓參拾九錢　旅費
一金壹圓八拾錢　製本費
殘金の部
一金參萬四千四百參拾七圓七拾錢七厘　總殘高

內譯

一金參萬千五百圓也　定期預金
一金貳千六百四拾壹圓參拾九錢　當座預金
一金貳百九拾六圓參拾壹錢七厘　現在高

資產の部

一金參萬四千百四拾壹圓參拾九錢　總資產高

內譯

一金貳百九拾六圓參拾壹錢七厘　預金
一金參百八拾七圓五拾四錢七厘　現金
一金八千八百圓也　未納金
一金壹萬五千七百拾九圓九拾八錢　地所

家屋並附屬建物

一金千八百九拾壹圓拾五錢貳厘　備品
一金貳百七拾圓也　電話

以上說明

今回の決算は即ち明治四十年四月より明治四十一年三月に至る滿一ヶ年間なり會費は前年に比して未納額更に減少し滿次翌月分の拂込を增したるが如き其成績頗る良好なり收入は一ヶ月の平均額金千參拾六圓八拾五錢八厘支出は一ヶ月の平均額金千參拾六圓七拾八錢八厘にして其差收入に於て金參百參拾圓七錢多し即ち本年度に當座預金貳千五百四拾貳圓七拾錢を見るに至れり而して支出中前年度に比して彰功證翻譯料の二項を增し修繕費消耗品費の著しく增加を見るの外其他の各項に至ては僅少の差異あるのみ

●閉會の辭

會頭子爵　清浦奎吾

本日我協會の總會を開くに當りまして、各閣下並に紳士諸君の來臨を辱う致したることは、本會の最も光榮として深く謝辭を述べる次第であります。又乙竹君に一場の講話を願ひましたる所快諾をお與へ下すつて、頗る熱誠を注いて最も有益なる、殊に頗る趣味に富みたる所のお話を縷々爲し下すつて、我々協會員に多大の利益をお與へ下さつたことは最も深く感謝を表する次第であります。

監獄則が刑法改正の結果に依つて監獄法となりましたことに就ては少しく述べたいこともありまするし、又本日總會に於て我協會の規則が改正になりましたことに就ても少しく述べたいこともありますが、本日は既に時刻も正午を過ぎて居ることでありますから之を略しまするであります。今日の規則改正の結果司法省監獄局長の小山温君を協會の會長に推薦致しまして、幸ひに其受託を得ましたから茲に之を披露して、而して協會員諸君一同と共に拍手を以て之を歡迎致したいと思ひます（拍手起る）

本日の總會は是にて終結を致しまして豫て御案内致してある通り、是より後樂園の方に赴くことに致します。（拍手起る）

監獄協會規則改正案

第十一條　本會ニハ左ノ役員ヲ置ク

一　總裁　一名
二　會長　一名
三　理事　若干
四　編輯　一名

五　書記　一名

總裁ハ本會ヲ統理ス

會長ハ理事以下ヲ指揮シテ會務ヲ處理シ總裁事故アルトキハ之レヲ代理ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第十三條　總裁ハ總會ニ於テ推薦ス

會長ハ司法省監獄局長ヲ推薦ス

理事ハ司法省監獄局獄務課長經理課長監獄事務官並ニ東京在勤典獄ニ總裁之レヲ囑託ス

編輯及書記ハ會長之レヲ指名ス

地方部長ハ總裁之レヲ囑託ス

地方部ニ屬スル主任ハ地方部長之レヲ指名シ會長ニ報告ス

第十四條　中「但」ノ下「編輯」二字ヲ加フ

第十五條　理事ノ內二名ハ會長ノ指名ニ依リ一名ハ庶務主任ニ一名ハ金品出納主任トス

第二十條　評議會ハ會長理事ヲ以テ之レヲ組織シ會務ヲ評議決定ス

第二十二條　總會及評議會ノ會頭ハ會長之レニ當リ會長事故アルトキハ理事ノ內年長者之レヲ代理ス

第二十六條中「金拾貳錢」ヲ「金拾錢」ニ改ム

以上ノ外現行規則中「會頭」及「委員長」ハ「會長」ニ「委員」ハ「理事」ニ「常議員會」ハ「評議會」ニ改ム

◎役員の異動

右改正監獄協會規則に基き役員に異動を生じ總裁以下左の諸氏と確定せり

總裁　子爵　清浦奎吾
會長　小山温
理事　小河滋次郎
　　木下眞喬
　　三田谷啓
　　野村豊珍
　　上田義雄
　　澤藤正啓
　　一畑岳
　　元森祐

地方通信

○京城たより

七月三日　安永春雨

○母國を去て、百日餘、大に御無音の段、多罪多罪、御海容是祈り候。

○同人諸彦に對し、小生か斯業より除斥せられし事實の疏明は、敢て仕らす候間、抗告せらるゝも無効と思召し、復舊の時節到來するまて、御勸辨の程願上候。

○韓國の昔日は、小生をして、幼稚なからも、一度は行きて見たき考を、清き腦漿に映したる事に有之候。それは明治七年の役に、小生は彈雨とは知らす彈雨の下を走り、小生の親族は戰死し、小生の故郷は、燒拂はれ申候へは、終生征韓論なる時代思想は、腦漿より消へうせす候。

○右は小生かこの國に拂ひし私的犧牲にて、固より不足論候。されと、母邦のこの國に拂ひし公的犧牲に對しては、吾人は必す應分の貢献を要し候。資本を投せんか、清貧なり。智識を灌かんか、粗笨なり。勞働に從はんか、習慣なし。こゝに於て、吏たらんことを求めたり。幸にして吏たらは、その職の如何、地の險夷、固より問ふ所にあらす候。

○何事てもやつて見れは、面白き世の中に候、またおかしき世の中に候。今度當國の判事としてヂンカ勅使河原氏か見へましたか、韓人評りて曰く、彼れ一人は何故にチョクシ勅使なるやと、人文の異なる兩國人の出會世帶は、とかくこんな問題が有勝と思はれ候。

○電文の間違は、多くあることに候か、船かる來る人か「アス三メイタッ」と報したから、恰も他につき來る人の二名あるよりして、都合三人連れて、明日出帆の意と、解せしに、そは。ミメイ——未明の賴信なりき。一字の誤、千里の旅と家との差と相成候、笑止千萬。

○韓國監獄の改善、否、寧ろ創設と云ふ方か、實際に近からんと存候。當局諸君のお骨折は、誠に

母邦に在す各位の想像以外に多大ならんことは、小生か門外漢として、謹て茲に宣明の責を負ひ申候

○韓國人の氣象、何となく亡國の徵を呈するものゝ如く覺え候。近頃、新渡戸博士の隨想錄をよみ、その「亡國」「枯死國朝鮮」の二節は、之を說きて餘あり。御研究の方は御一讀可被成候。頓首

○韓國光州便り

光州監獄　古垣宗次郎

（前略）客月二日前住地出發直に京城に應召御用を了へ同月二十二日無事着任致候當地は氣候適順水利の便有之日常品供給の途備はり將來永住の前途些の懸念無之樣被認候他日監獄に引繼を受くへき當地警察署留置場は向合監房にして一棟十房より成れる極めて不完全なる木造長屋建にして現在拘禁人員は百九名內因人三十名刑事被告人七十九名中內亂犯三十名外に被告人女二名强盜殺人犯にて死刑の宣告を受け上奏中のもの七名有之因人の罪質は窃盜最も多く次に强盜にして監房一房の坪數約三坪に十名乃至十八名を收容し病者常に四五名を絕へず目下一般の因情靜穩に有之且管內各警察署留置因人の如きも長刑期の者は不日當監へ收容の筈にて少くも在監人二百名以上に相成候事と被相考候先は狀況御報まで　敬具

○小菅たより

小菅監獄看守長　鬮牟田彦次郎

六月二十二日我小菅監獄に多年勤續する看守岡部常正外二名に對し其勤勞を彰する爲め賞狀及銀製時計一個つゝ贈與の式を行ひたり其事柄を左に

畑典獄の訓示演說の要領

諸君時下方に夏氣の長日梅雨霖々晴曇不定の際劇甚の勤務を了し將に歸宅休養せられんとする諸君を留め此場に會同を求めたる次第は乃ち此席に列せらるゝ岡部虎正大島謙新井道之輔の三君は多年小菅監獄の看守を勉め其功勞多き人なれば之を彰せんと欲す」一屆指數ふれば岡部看守は今を距る明治十六年七月初めて就任以來二十有五年餘の勤續

にして大島看守は明治十二年九月の就任實に元東京集治監創設の頃より連續勤めて今日に及ぶ人あり又新井看守は明治十四年六月拜命の人にして是又二十七年餘の勤續にして其間或は六人或は五人の典獄に歷仕して勤勉瑕瑾なし其長官の名は渡邊惟精、股野景明、石澤謹吾、長屋又輔、若山茂雄、千頭正澄君なり漏れも皆な鐵中の鋒々典獄中知名の偉人監獄社會の瑚璉實器たり、然して道義を守り忠信を行ひ名節を惜むの點に於ては異なる所なしと雖も氣質風彩の不相同は面貌の異なるが如し」日進月歩の社會文明の風潮に研鑽せられ監獄事業の整蕩方針も其軌一途に出づる事を得たりと雖も施法の手段の如きは同氣相謀り相助け異議を排擠するは人情の常とする所何れの官署何れの民衆團體に於ても首長者更迭する毎に屬僚の變動を見るの例今以て止まず嗟呼世上の情態免るべからざるなり、然るに此三君は資性謹直己を持し家を齊へ奉公忠實加ふるに老練の技倆を有するが故に少しも蹉跌なく連綿繼續今又余に至るも忠實にして瑕瑾なし余も亦愛撫せざるべからず」抑々監獄の事業たるや先天遺傳者あり累犯にして習慣成性殆んど醫すべからざる者あり偶發可憐最も注意を要する者あり個々其人に向ひ討査分類せば其種類の多き事實に枚擧にも遑まあらざるもの、如し此等千種萬類の犯罪等に對し訓誡陶冶中庸の道を得て將來社會有用の人たらしめん事を期するには實に三君の如き數十年一日の如く堅忍不拔克己奉公の人を待つに非ちざれば安んぞ斯道の美果を結ふ事を得んや」三君は斯道に從事する同僚諸君の龜鑑なりと稱するも敢て過賞に非らざるべし依て聊か其功勞を彰せんと欲す云々と述べ終て左記の賞狀及銀製時辰器を贈與せられたり

小菅監獄看守　岡部常正

明治十六年七月當監獄に就職以來勤續二十五年以上一日の如く其職務に精勵なる拔群にして功勞も亦顯著なり依て其功を彰する爲め茲に銀製時辰器壹個を贈與す

小菅監獄看守　大島謙

明治十二年九月當監獄に就職以來二十九年以上一日の如く其職に精勵なる拔群にして功勞も亦顯著なり依て其功を彰する爲め茲に銀製時辰器壹個を贈與す

小菅監獄看守　新井道之輔

明治十四年六月當監獄に就職以來勤續二十三年以上一日の如く其職務に精勵なる拔群にして功勞も亦顯著なり依て其功を彰する爲め茲に銀製時辰器壹個を贈與す

明治四十一年六月二十二日

小菅監獄典獄正六位勳五等　畑一嶽

○唐津たより

野田生

拜啓梅雨之候益々御健勝に被爲渉大慶至極に奉存候兼て御無音に打過き何とも申譯無御座候偖て當分監收容の懲治人中特種兒童として研究中なる大分縣北海部郡臼杵町和田由吉（明治二十五年二月十五日生）は窃盜にて懲治一年六月の刑書にて昨年十一月十五日大分より移送せられたる者に有之候然るに此節從弟芝崎順吾なる者より別紙書狀を投し來り不良少年の研究上參考とも可相成と存候間協會雜誌の一隅に御挿入願敷存候尙ほ本人は低能者と云ふへきか白痴者と可申か兎角他の兒童とは異り一種變調の者に候從て身體狀態に於ても亦た相異なるを認候に付左に其概略を御報申上候右御依賴申上度迄如斯

に御座候　拜具

和田由吉の身體及精神狀態

一、體格、下等にして歩行の狀態恰も醉體の如し
一、營養中等
一、體量、收容時七貫六百匁、目下九貫百五十匁
一、身長、收容時四尺三寸、目下四尺四寸六分
一、胸部、收容時二尺、目下二尺二寸七分
一、視力、及聽覺完全
一、肺活重、千百立方センチ米突
一、握力、十三キログラム
一、頭部形狀、前項右方著しく低く後頭部突隆す
一、精神狀態
　智に於て　記臆思想、思考共に劣等
　情に於て　快不快を感すること少し
　意に於て　決斷、實行共に劣等
一、收容時に在ては高度の吃呐にして對話應答頗る困難なりしに五月十一日網工服役中納付濟の製品を其證印を切取り科程を貪らんとして看守に發見せられたり本件に對し減食一日を申渡したるに突然吃呐平癒を見たるは奇なりとなす或

は懲罰の爲め心機一轉の爲ならんか其原因は目下研究中

一、從兄芝崎市五郎なる者（三十八才位）は精神病に罹り私設監禁中なりと云ふ

拜呈未だ拜顔を得ず候へ共貴殿益々御健勝の段奉賀候私事は貴所在監人の由吉吉從弟にして貴殿に書面を出すも殊に羞かしき次第なれ共此の度私に書面來り文面には歸國後は改心云々の記事有之候に付其虚言なるを證明するが爲め且つは彼が今日迄の行爲を私共もの身上の一端を御通知申し上候次第御暇讀被下候はゞ幸甚由吉の父三喜造は私の伯父にして共に當町より二十丁許りある前田村より出て三喜造は四男にして以前下駄屋を營み居しも彼是續く不仕合せにて目下は車夫を營業と爲し私は二男の上病身者故農業不似合故一軒家を求め理髪業を營み居る者なるが前田村の里方は中等以上の農家にて數十代續きたる舊家にして目下でも矢張中等の農家にして親屬一統餘り有福と云ふ程の暮てもあるが殊に今日を親屬近郷近在の者も知らぬ者なき正直者の集りてある殊に由吉は如何な申賞官の御世話に預りたる者更に無之者許りなるに由吉は如何なる變化の再來か或は母の性でも受け居るか他の兄弟は人並以上の正直者ぞろひに引替へ實に〳〵天性の惡性を供へ未だ五六歳の頃より次第に增り内の金を盜み出し又は近所の物を取り七八歳頃よりは次第に增長して或る時は内の金を探し出して買食ひを爲し其儘一夜歸宅せず内の者は非常に心配して夜中其所在を家探しても居らず翌日なりヒヨリと歸宅する都合其在所を問へば舊園公城地の人稱なる招魂社の舞臺に一夜を明したる由にて一同驚入たる都合其後は次第〳〵に此有樣或時は臺所に一夜を明したりする者惡々となり其内他の金品を窃盜し如何とも手の付け樣なき放縱は生活困難の申より高等學校丈なりとも卒業させ度由内々細み傳聞にても爲す考へにて通學させしに學業は落第して同級生の物を時々盜み後には教員室に忍び入り机の抽出を探し金品を盜み取り同校中由吉の窃盜を知らぬ者無之に至り遂に休校させ當町疊屋町の或活版屋に頼みて通はせ居りしに又々其家の不在を窺ひ二階に上り錢箱の抽出より金數圓を取り此時の如きは其家の主人親等より金の在所を問ふて數十度も虚言を言ひ最後には落したる由申立如何爲す共實を云はずして解雇となり又田町にて古鋲打の職人に通はせ居りたるに又々其内と近所の物を盜み又々解雇となり是より先學校にて盜み後私里方の農家に連行き出來る丈の事を爲さしめたるに幾時は宜數かりしに一年ならずして又村の物を取り大に面倒を見たる放伯父へ返したる所年十五六歳となりし故次第惡習悪を增し臼杵金町に手を延し或時は明家に忍び入り金子を探し取り高へいを乘越し金子も取り三喜造方へ連れ來るもあれば返禮するもあり親は毎〳〵血の涙にて返禮に行く樣の都合又大阪藥館の賣藥行商人の金を取り速見郡日出町（當町より二十里）に行き居りたるを警察送りとなり是より警官のお世話になる事となりたり誠に〳〵此奴一人の爲に親族一統の顔に泥を塗り如何にも肩身せまき事と相成候彼が惡事は町内近在誰一人知らぬ者なき迄となり入監の記事自杵新聞に出でゝ皆々安堵したる有樣親族一同の心情御推察被下度候彼が如何に御前に改心云々の事を云ふ共其虚言なる事は保證仕候間其心して充分セッカンを加へ被下度候尚又私に於ては返信を出さゞる而已ならず終生歸國しても言葉をかはす者に無之此旨通知被下候はゞ有難く存候右は惡事の一端を書きたる者とても筆紙に盡し難く候

前陳の活版屋の主人は久敷警察の筆生に出で居り何十人の惡少年にも出遣たれ共是丈見掛は從順にして天性の惡人は未だ見たる事なき由親なり親族も同窓に候一昨年死亡したる由吉の實母の如きも在世中彼を如何にていれいに取扱ふもセッカンを加へても是丈の扱はないから大洪水の時大橋の上からなり共つき落し度由々

時々日外爲し居候此事にても彼が心の天性の腐敗御推知被下度候未だ〳〵書き度事山々有之候へ共荒々右申上候條此心して大にセッカン被下度成べくならば滿期後も愈改致心とあらば他郷にて働き一同に悦の上盜りをせぬ樣心願罷在候　頓首

六月十八日　芝崎順吾

唐津分監長野田後郎殿

御書面に依り由吉の素性承知致候然るに其此處に至りし原因の何れに存するやは疑問中の難問なりとす

一、天性として斯樣の惡性を帶びたるや

此の點は當該兒童に就き我々深く考究を要すべき所なり人は天性の惡なかるへし疑ひ之れありとするも教養其當を得るに於ては必ず改善せらるべきものと信す此の兒五六才の頃より不良行爲ありの領得すること能はざる所なり此の兒素より思想及び思考乏くして殆ど常識の欠如せるを認むる然れとも不良行爲の方面に向つては稍思慮あるを認めたること有り如斯なるにより爾來御一門の苦心は察するに餘りありと雖とも然とも亦た兒童其者をのみ咎むることなかるへし唯た惡事を爲す時に至て兒童を責むるは或は酷ならん本人が此後改悛すると云ふは虚僞に付其心して充分折檻を加へ呉れとの願みなるか折檻を加へて兒童の精神を改善せんとは一應理あるか如くにして然らず或は此種の教育方針が即ち此の兒童を今日の如く惡化せられたる一大原因にはあらざるか大に考慮すへき所なり又た最後に「可成ならば滿期後も愈々改悛とあらば他郷にて働き云々」とあり此事一應尤もとは察するも御一門に此兒童あるは何かの因果關係あるへきことなりと之を他郷に放逐せらるゝに於ては遂に又た類るへき所なきよりして惡事を再演するは必定なり之を或意味に考るときは自家の迷惑を去れば他郷の人の迷惑は御構なき心根の如く思はる斯る他人の危害を顧みざるか如きは名聲ある貴家の處置としては然る可からず兎に角善後の方策に關しては我々も協力して評議に與るべく候條御都合を以て御一門の内より誰れか御來廳を望む所た御座候貴答旁た右申進候也

六月二十三日　野田分監長

芝崎順吾殿

追て當監へ敬容の當時は高度の吃呐にて言語不明瞭なりしか或日突然の事故に遭遇したる爲め俄に治癒したるを謬む果して以前より吃呐の狀ありしや否御一報を乞ふ

○上田だより

千曲河畔にて　法外生

拜啓筆硯益々御健勝奉賀候陳者毎度御無沙汰のみ仕り候處此處小閑を得候就ては別段變りたる事も更に無之唯一二思ひ付きたるまゝ些か當地の狀況を御報申上候　御承知の如く當所は長野監獄分監所在地にて位置は舊上田城跡の一部にて今尚ほ表門附近には巨石壘々たる石壁存し居り其昔如何に眞田氏の旺盛なりしかを偲ばれ申候　偖て在監人の定員は貳百五十人に御座候現在の數は二百二十七人に有之候是等在監人の罪質別を數字にて表示せば窃盜七賭博二其他一と云ふ色別に候斯くも窃

盜罪の多き理由は裁判所は支部豫審事務のみ取扱ひ他は區裁判所なる故窃盜罪の多き事に御座候昨年七月以來每日休役時間を利用して一般囚人に柔軟體操を施行なさしめつゝあり其結果は至極良好のものと相見え申候故に監獄に多き胃腸病も減少仕り候從て其他の病氣も僅少に相成候　彼等の行狀審査は頗る綿密になし每日工場擔當者は交互に二人宛司獄官會議に列席し意見を述ぶる時には隨分議論に花が咲き論ずる所誠に振たるものに候故に著々と事實の眞相を穿ち得らるる趨嚮と相成申候未だ多々申上度候も是にて擱筆仕り候餘は後便にて。

○濱松たより

鐵風生

如何に御座候哉

（一）子は上段に位して其父を瞰下し妻は上位に居して其夫下座す天下豈此理あらんや長幼の序は實に古今の通義也決して悖るへからす決して亂すへからす候然り大に道義的觀念を發揮し實現し鼓吹せさるへからさる監獄内の接見に於て往々如上の背倫あるは何そや吾人其情を解せさるにあらす滿更理義を會得せさるにあらさるも因襲の久敷囚者を擯斥せる習風の今猶脫却せさる者あれはなり斯くて過去に現在に囚者か洽々として自尊自重の意力を減殺せるに至れるを見ては心窃かに物心兩界の改戒を絶叫致し居候然者裁判所の法廷地味たる訊問室を以て接見室に代用し而かも父子處を異にするが如きは絶對に之れを否認せさるへからす候が曾に之れを否認致すのみならす接見室の特設乃至改造を希求せさるへからす候囚者の接見時に白衣をさへ着用せしめよとの私議の有之今日猶更其人格を認められ候樣被致度此義如何に御座候哉

（二）識者に罪因を利欲と認識せられ性質を狡猾なりと看取せられ候は事素より自身の關する所にあらさるを以て兎や角言議致されす候得共曾て記錄錄上夫等の文字を瞥見致し居候得者衷心何と無く慨慨と悲憤と慚愧とに堪へさるもの有之候犯罪の凡へてに就ては既に了知せらるゝ所又敢て再言するの要無之も只希望する所は賢明なる諸僚の再審に訴へ愚者か身分帳に敎誨原簿に記載有之候犯由と性質とを變更せられん事をと放免囚又は現在囚の言と假定せよ……現在身分帳簿の内容は行刑の當事者たる有司より寧ろ他の一方に於て之れを詳悉し居るの有樣故往々彼等の怨恨を招き間々猜疑を買ふの事實有之候は沙汰の限りとこそ申すへけれ斯く怨恨の作源となりて改過を防け猜疑の巷となりて遷善を害するも畢竟身分帳其ものを秘密に運用せさりしより生せし結果に不外義と奉拜察候行刑遇囚の事一に身分帳に期待すへしとは申せ之を是非共當該囚の面前に露出致さねは一向に行刑も處遇も出來得さるとの事は萬々有之間敷と存候……然者某の苦言に對し吾人は唯苦笑を以て之に酬ゆへき歟此義如何に御座候哉

○田舍だより

豐たま生

拜啓筆硯益御清祥奉賀候陳は新監獄法には十八歲未滿の者と十八歲以上の者とは收容場所を限界することゝ相成候、新刑法に依りて處罰せらるゝ者幾許あるべきやは斷言難致今日にては豫想だも及ばざる所に候へ共一個の監獄に常に收容せる人員は百名を超へざるへく假令これあるも其は二三監獄に過きざるへくと推察致候現今の狀況にては三十名を超ゆるは少く候、今年五月一日現在の人員を司法省にて調査せられたる處總計男八百二十七人女七十三人にて一監獄の平均人員は十六人内外に候十六人内外の爲めに各監獄に收容所を特設すへき程にも及ばざるへく尙右九百人の中刑期二月以上の者男七百七十六人女六十九人有之候故に刑期二月以上の者は或箇所を限定し之に集聚する事とせば處遇上の便宜あり且つ法の精神にも適すへきか二月未滿の者は甲乙監獄間を往復するに日數を要し候事とて集聚後の處遇日數少くなり適實の効果を奏すまじく且つ護送費用を嵩むへき次第に付之は各監獄の一區劃内に於て相當處遇を爲すの外なかるへし、左すれば二月以上の者を集聚すへき監獄は何地に指定すへきや二月未滿は暫く措き二月以上の者八百四十五名の中男七百七十六名の分禁監獄に就て見れば市谷監獄百二十五人名古屋監獄四十三人廣島監獄五十七人宮城監獄二十五人

長崎監獄四十一人橫濱監獄三十三人大阪監獄二十四人神戸監獄二十九人札幌監獄二十五人京都監獄二十二人佐賀監獄二十人にて其他は二十名以内に候控訴院所在地又は現に幼年囚人を集聚せる監獄の實況斯の如しとすれは其他は想像に難からす候右樣の次第にて各地に特別監獄を設くるの要あるまし〻存候殊に現に幼年監未成年監又は懲治監として特設しある者を利用するとせは必すしも此上多くの分類監獄を設くるは處遇の便宜監獄經濟共に策の得たる者に無之と存候尤も懲治人は新刑法に見ざるも現在の者は尙繼續拘禁するとゆへ懲治監の如きは新法施行の日直に十八歲未滿の者を拘禁する用に供するとは覺束なく候へ共多少の併合は融通し得へく候右樣の事實にて遽に其特設場所を定むること困難なるへく候へ共現在の人員を根據として立案せば東京府下及浦和の者は川越分監へ又は熊谷分監へ集聚し橫濱及靜岡甲府の者は小田原分監宇都宮前橋千葉水戸長野新潟の者は栃木分監又は前橋の高崎に特設するかの一なるへく名古屋膳所岐阜福井富山金澤の者は名古屋の岡崎邊に設け宮城福島盛岡青森山形秋田の者には宮城の古河分監を充つへく京都奈良大阪和歌山安濃津神戸の者は神戸大阪の一若くは奈良の五條三重縣の四日市附近に設くるを可とせずや山陽山陰の者は廣島の岩國へ收聚すへく四國の者は京都奈良和歌山等の者と同一場所とするか又は別に四國丈の者を入るへきものを設くへきか孰れにてもよろしかるへし九州は唐津へ北海道は札幌か函館か又は奥羽の部に加ふるも可ならんか以上は小生が右一表を見て判斷したることにて交通の便否は多少顧みたるも各地の人情風俗又は出獄後就業の便否に依りては彼是變更するを要すへく候右小生の卑見は當路者に採用を請ふにあらさるのみならす小生に對して直に實行し得へきやと反問せらるれは小生とても再考の必要有之候小生の提案は廣く當局者の意見を承らんとの先驅に御座候敎育程度まて十八歲未滿の者は現行十六歲未滿の者及懲治人と同しく重要視せられ特別處遇を爲すへきものと規定せられある位なれは此機に於て當局者の講究獻策せらるゝは時機を得たるものと存候草々頓首

◎新刊廣告

寸珍六法

刑法　刑法施行法
刑事訴訟法
刑裁判所構成法
監獄法
監獄法施行規則

全

◎惣紙數六百三十頁　◎竪三寸五分橫二寸五分
◎表裝クロース字入　◎實價金貳拾五錢郵稅四錢

東京市四谷區愛住町二番地
發行所　東京書院
振替口座七九八三番
電話番町（長）二一番

再版出來

世渡のしるべ 完

千輪性海君著

菊判美本 三百六十五頁
實價金 五十錢
郵稅金 十錢

目次

緒論▲家庭○善惡の標準○人の性○遺傳○習慣○家庭の模範○家庭の仕附（い）金品の取扱（ろ）說練の仕方（は）獨立勞働の仕方▲心得○修身書宗教書を讀む心得○科學を修むる心得○吉凶禍福は全く己れの心の意思に在る事○新舊道德の變遷○信仰生活○善惡應報○因果○無邊○世の中○親族○附記○下男の心得○女中の心得○公人心得○貧富厚薄○個人衛生（い）私己衛生（ろ）財產（は）名譽（に）公益（ほ）博愛（へ）禮儀（と）德義の注意○果代の家業○貴賤の別なく職業を尊重すべし○貧福○我が職業を勵むべし○投機の弊○商業界に於ける獨立自營と倹約○成功の基礎○商業の撰擇○實地經驗○實驗中の慰安○獨立自營の十大要件○身體の健康○華客○商賣の順序○商舖の心得○執務の心得○休日の利用○農小作人に對する言語應對の心得▲職工○職工の心得○農業○農業は他に勝る確實の職業▲海員○航海船員の家族○航海船員の弊○結論附錄、南阿彌陀佛譯解

發行所 東京書院

東京市四谷區愛住町二番地
電話（長）番町二十一番

凡そ人の世に生れ名を竹帛に垂るゝもの其因る所他にあらず憤勵刻苦以て正道を踏むにあり然り而して其之を守り之を過たざるものは忍にあらざれば能はざるなり古語に曰く一忍以て百業を起すに至ると信なるかな本書は專ら我國古人の格言、文章、和歌、俳句等を引き傍ら孔孟の諸說及歐米先哲の金言を採り苟も世渡のしるべとなるべきものは網羅して洩さず戰勝國の名譽を擔ひたる君曹の好朋友たるべきの良書にして傍ら解釋的の假名を附しあれば老幼女子と雖も讀むに易く解するに難からず讀者は恰も暗夜に燈を得し如く自ら襟を正し心神をして爽快ならしむるもの豈又他あらんや諸彦幸に一本を需め得ば家庭の珍藏として缺く可からざる最も適切の良書にして世渡りのしるべの名に乖かざるを信ず乞弊院が詭ならざるを知り賜はんことを

法律取調委員會幹事 司法省參事官
五大法律大學刑法講師 法學士 泉二新熊先生著（本日發行）

改正日本刑法論

總論 全一冊
各論
紙數千二百餘頁
正價金參圓五十錢
送料十六錢

本書は著者が多年討査推究せし熟練の思考を以て新舊二法の異同を詳にし其論の公平着實にして學理を解說したるや古今を窮め東西を參す。議論頗る穩健文章亦簡潔。巍新卓絕なる實際家には無比の好參考書たるべく受驗者學生諸君に對しては唯一最良の敎科書なり乞ふ陸續御注文あらんことを

司法省民刑局編纂
豊島學士執筆
平沼博士校訂

刑法施行法參考書

全一冊
正價金五十錢
郵稅金六錢

阪井 動著

高等警察法提要

全一冊
正價金八十錢
郵稅金八錢

發行所 有斐閣書房

東京市神田區一ツ橋通リ町
電話本局三二三
振替口座二七〇

會費送附方

肩書 番地	東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地
宛名	監獄協會委員　藤澤正啓
振込局名	神田一ッ橋通郵便局



明治四十一年七月二十日發行
（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　礒村政富
印刷人　礒村兌貞
東京市麹町區飯田町五丁目參拾番地
發行所　監獄協會
東京神田區美土代町貳丁目壹番地
印刷所　三秀舍
東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所　東京書院